

東串良町障害者計画及び
東串良町第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画
(素案)

令和6年3月
鹿児島県 東串良町

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要..... | 1 |
| 1 計画策定の背景..... | 1 |
| 2 計画の根拠..... | 1 |
| 3 近年の国や鹿児島県の動向..... | 2 |
| 4 関連計画..... | 5 |
| 5 計画期間..... | 6 |
| 第2章 東串良町における障がい者の状況..... | 7 |
| 1 人口・障がい者数の推移..... | 7 |
| 2 手帳所持者等の推移..... | 8 |
| 3 アンケート調査結果..... | 13 |
| 第3章 基本理念及び施策の体系..... | 21 |
| 1 基本理念..... | 21 |
| 2 基本方針..... | 21 |
| 3 施策体系..... | 23 |
| 第4章 基本理念実現のための施策の展開（障害者計画）..... | 24 |
| 1 理解と交流の促進..... | 24 |
| 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止..... | 27 |
| 3 療育及び特別支援教育の推進..... | 29 |
| 4 雇用・就業の促進..... | 33 |
| 5 地域生活支援の充実..... | 36 |
| 6 スポーツ・レクリエーション及び文化活動..... | 42 |
| 7 安全・安心な生活環境の整備..... | 44 |
| 第5章 東串良町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画..... | 49 |
| 1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針..... | 49 |
| 2 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方..... | 49 |
| 3 サービスの概要..... | 50 |
| 4 障害福祉サービス等に関する数値目標..... | 51 |
| 5 障害福祉サービス等の見込量と確保方策..... | 56 |
| 6 地域生活支援事業に関する各事業の見込量..... | 78 |
| 第7章 円滑な実施を確保するために必要な事項等..... | 88 |
| 資料編..... | 90 |
| 1 東串良町町障害者計画等策定委員会設置要綱..... | 90 |
| 2 東串良町障害者計画等策定委員名簿..... | 92 |
| 3 用語解説..... | 93 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和5年3月に、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

平成28年に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援法」に基づき、障害者が自ら望む地域生活への支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

さらに、令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障害者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本町においては、こうした障害者施策の動向や福祉ニーズの変化、上位計画などとの整合を図りつつ、障がいのある方も障がいのない方と同じように生活できる社会環境づくり、障がいのある方が住み慣れた地域や家庭で生き生きと安心して暮らせる社会づくりをめざして、行政と住民が一体となって総合的な障がい者福祉の向上に取り組むためにこれまでの計画を見直し、新たな「東串良町障害者計画及び東串良町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

同時に、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を明らかにします。

3 近年の国や鹿児島県の動向

(1) 国の動向

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 平成30年6月 | 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定 |
| 令和元年6月 | 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定 |
| 令和2年4月 | 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正 |
| 6月 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正 |
| 12月 | 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定 |
| 令和3年5月 | 障害者差別解消法の改正 |
| 9月 | 医療的ケア児及びその家族に関する法律の施行 |
| 令和4年5月 | 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定 |
| 6月 | 児童福祉法の改正 |
| 6月 | 障害者総合支援法の改正 |
| 令和5年3月 | 障害者基本計画（第5次）の策定 |

(2) 障害者基本計画（第5次）の概要

国の障害者基本計画（第5次）の概要は以下とおりです。

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」

【各論の主な内容（11の分野）】

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(3) 第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項

国から示された第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項は以下のとおりです。

【基本指針について】

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。

【基本指針の構成】

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保

(3) 鹿児島県障害者計画（第5次）の概要

鹿児島県においては令和5年3月に鹿児島県障害者計画（第5次）が策定されています。概要は以下のとおりです。

【目指す姿】

障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり

【基本的な方針】

- 1、地域社会における共生等
- 2、障害者差別の禁止

【重点的に取り組む施策】

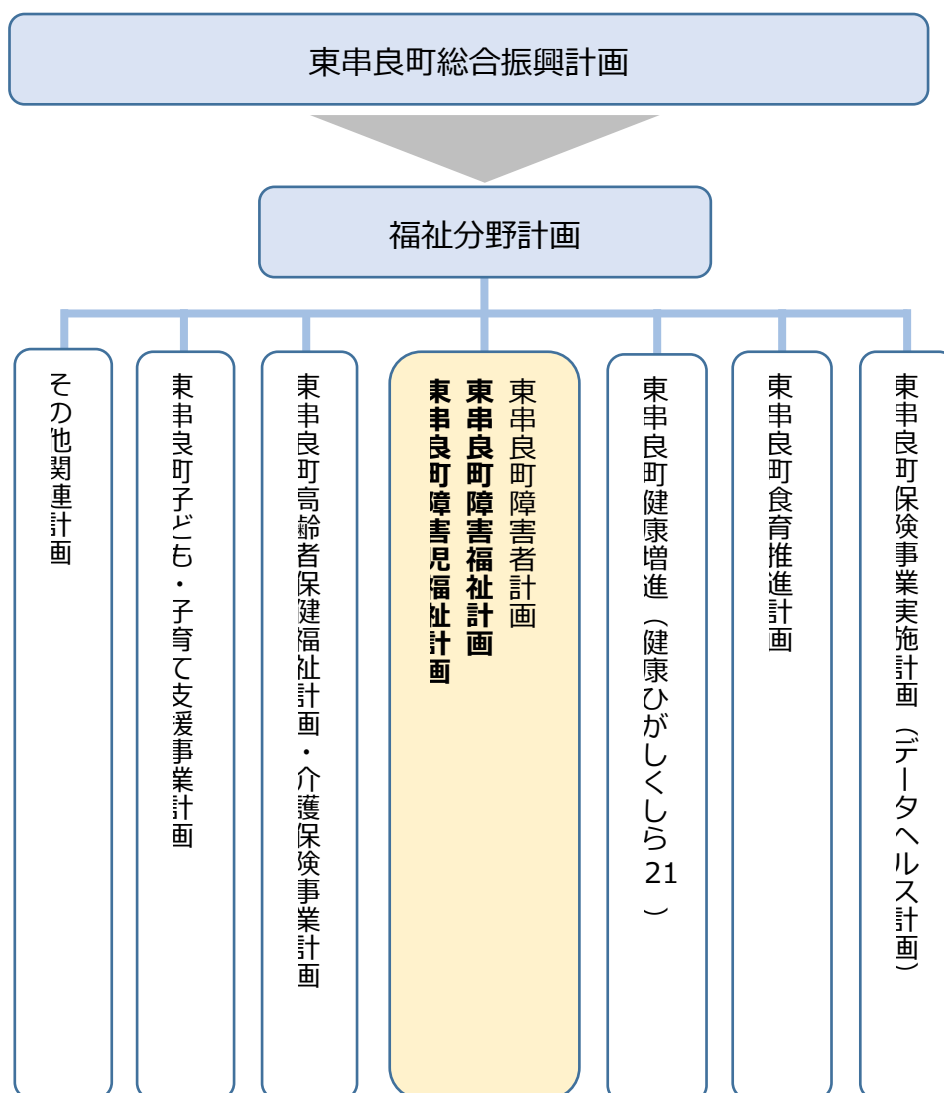
- 1、県民の理解促進
- 2、差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3、まちづくりの推進
- 4、障害福祉サービス提供体制の充実
- 5、地域移行の支援
- 6、障害児の支援
- 7、社会参加の促進
- 8、雇用・就業の支援
- 9、離島における対策

【分野別施策】

- 1、差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2、安全・安心な生活環境の整備
- 3、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 4、防災，防犯等の推進
- 5、行政における配慮の充実
- 6、保健・医療の推進
- 7、自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8、教育の振興
- 9、雇用・就業，経済的自立の支援
- 10、文化芸術活動・スポーツ等の振興

4 関連計画

本計画は、町政運営の最上位計画である東串良町総合振興計画における障がい福祉分野の部門別計画として位置付けられ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連分野の核計画との整合・調整を図りつつ、障がい者福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つ計画となります。



5 計画期間

「障害者計画」は、令和6年度～令和11年度の6年間を計画期間とします。また、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は、令和6年度～令和8年度の3年間を計画期間として策定します。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、他関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 障害者計画 | 第3期 | | | 第4期 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | |
| 障害児福祉計画 | 第2期 | | | 第3期 | | | 第4期 | | |

※「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 東串良町における障がい者の状況

1 人口・障がい者数の推移

(1) 人口の推移

本町の人口は、令和5年4月現在で6,467人となっており、令和2年4月の6,531人と比較すると64人の減少となっています。

町における各障害者手帳所持者数は、令和5年現在で429人、その内訳は身体障害者手帳が327人、療育手帳が61人、精神障害者保健福祉手帳が41人となっています。

総人口に占める割合をみると、令和5年は、身体障害者手帳は5.1%、療育手帳は0.9%、精神障害者保健福祉手帳は0.6%となっています。

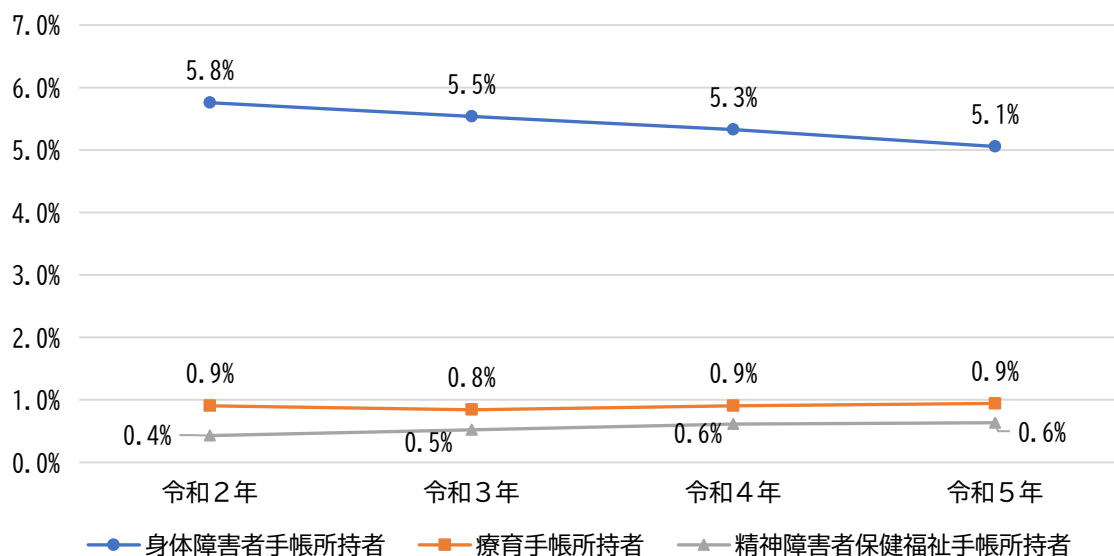
■ 総人口に占める各障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口 | 6,531 | 6,538 | 6,515 | 6,467 |
| 手帳所持者総数 | 463 | 451 | 446 | 429 |
| 身体障害者手帳 | 376 | 362 | 347 | 327 |
| 総人口に対する割合 | 5.8% | 5.5% | 5.3% | 5.1% |
| 療育手帳 | 59 | 55 | 59 | 61 |
| 総人口に対する割合 | 0.9% | 0.8% | 0.9% | 0.9% |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 28 | 34 | 40 | 41 |
| 総人口に対する割合 | 0.4% | 0.5% | 0.6% | 0.6% |

(各年4月1日現在)

総人口に占める各障害者手帳所持者数の推移



2 手帳所持者等の推移

(2) 障がい者数の推移

① 身体障がい者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和2年では 376 人でしたが、令和5年では 327 人と 49 人の減少となっています。

等級別でみると、1 級が最も多く、種類別でみると肢体不自由が最も多くなっています。

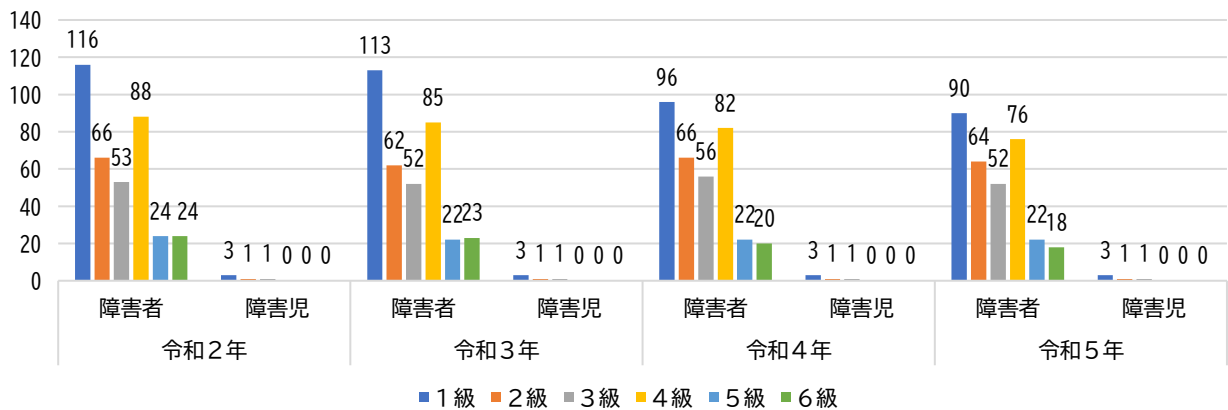
■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

(単位：人)

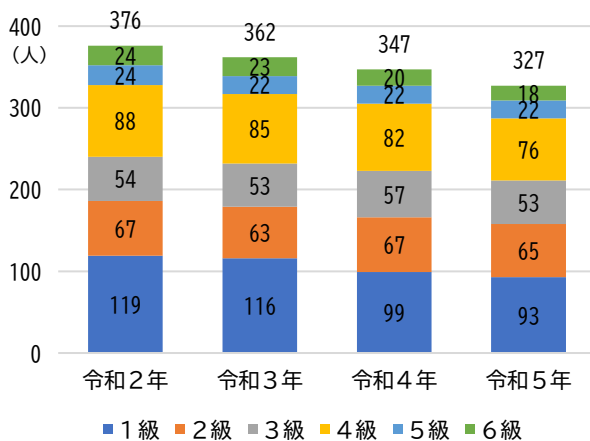
| | 令和2年 | | 令和3年 | | 令和4年 | | 令和5年 | |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 |
| 1 級 | 116 | 3 | 113 | 3 | 96 | 3 | 90 | 3 |
| 2 級 | 66 | 1 | 62 | 1 | 66 | 1 | 64 | 1 |
| 3 級 | 53 | 1 | 52 | 1 | 56 | 1 | 52 | 1 |
| 4 級 | 88 | 0 | 85 | 0 | 82 | 0 | 76 | 0 |
| 5 級 | 24 | 0 | 22 | 0 | 22 | 0 | 22 | 0 |
| 6 級 | 24 | 0 | 23 | 0 | 20 | 0 | 18 | 0 |
| 合計 | 371 | 5 | 357 | 5 | 342 | 5 | 322 | 5 |

(各年 4 月 1 日現在)

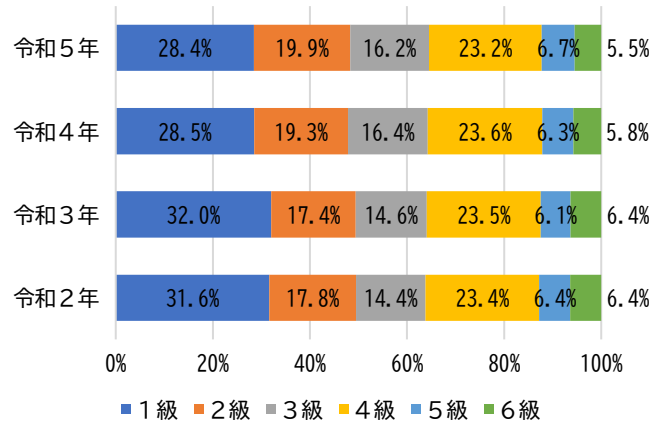
(人) 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



身体障害者手帳所持者数（等級別）（構成比）



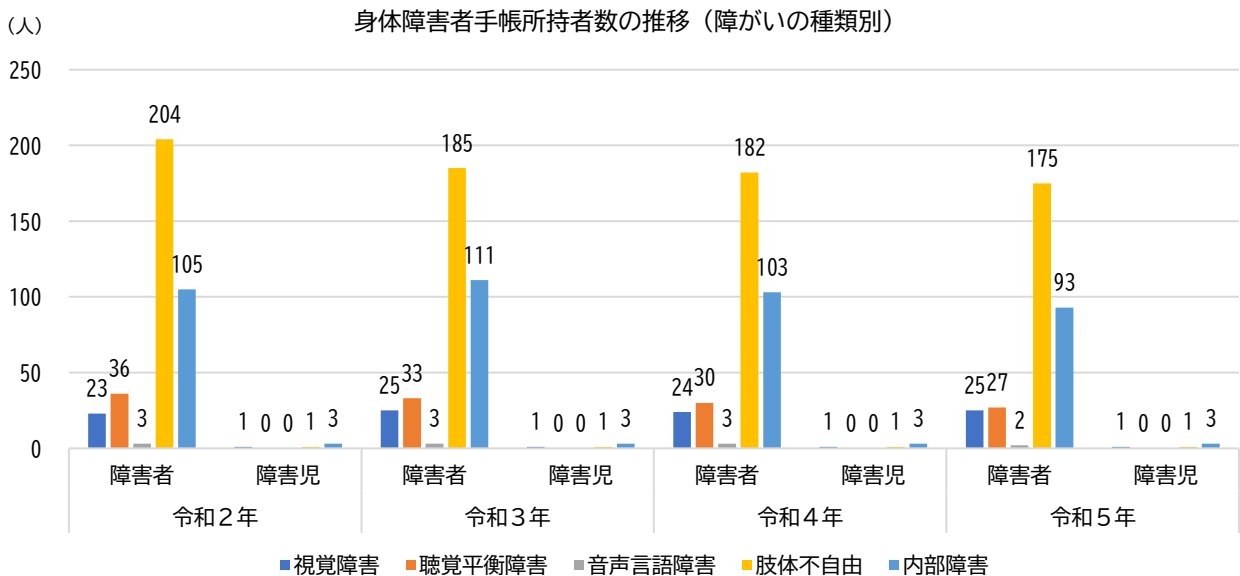
■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）

（単位：人）

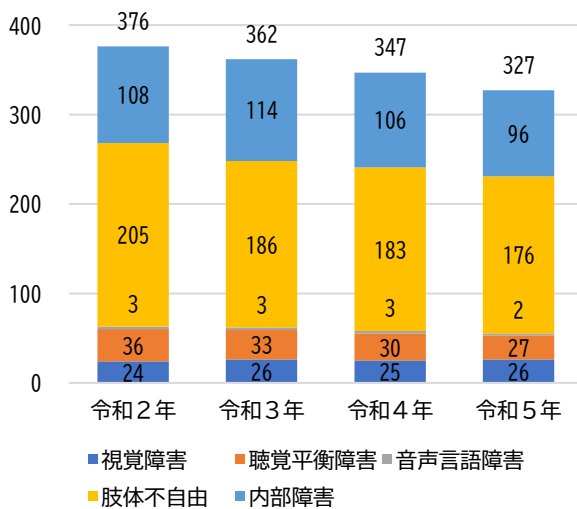
| | 令和2年 | | 令和3年 | | 令和4年 | | 令和5年 | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 |
| 視覚障害 | 23 | 1 | 25 | 1 | 24 | 1 | 25 | 1 |
| 聴覚障害 | 36 | 0 | 33 | 0 | 30 | 0 | 27 | 0 |
| 言語障害 | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 |
| 肢体不自由 | 204 | 1 | 185 | 1 | 182 | 1 | 175 | 1 |
| 内部障害 | 105 | 3 | 111 | 3 | 103 | 3 | 93 | 3 |
| 合計 | 371 | 5 | 357 | 5 | 342 | 5 | 322 | 5 |

（各年 4 月 1 日現

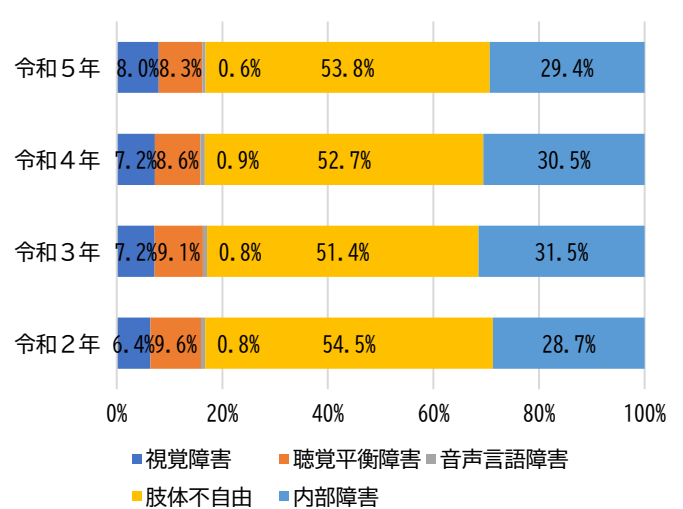
在)



(人) 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別）



身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別）（構成比）



② 知的障がい者

療育手帳所持者数の推移をみると、令和2年が59人、令和5年が61人で横ばいとなっています。等級別でみるとB2が最も多く、次いでB1となっています。

B1、B2が共に3割を占めています。

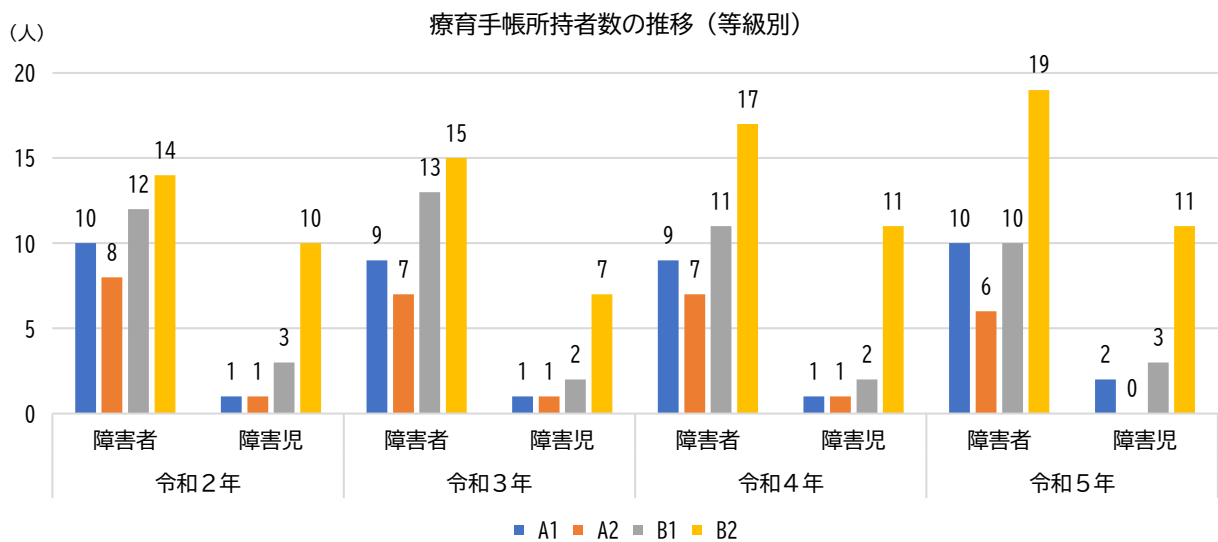
■ 療育手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

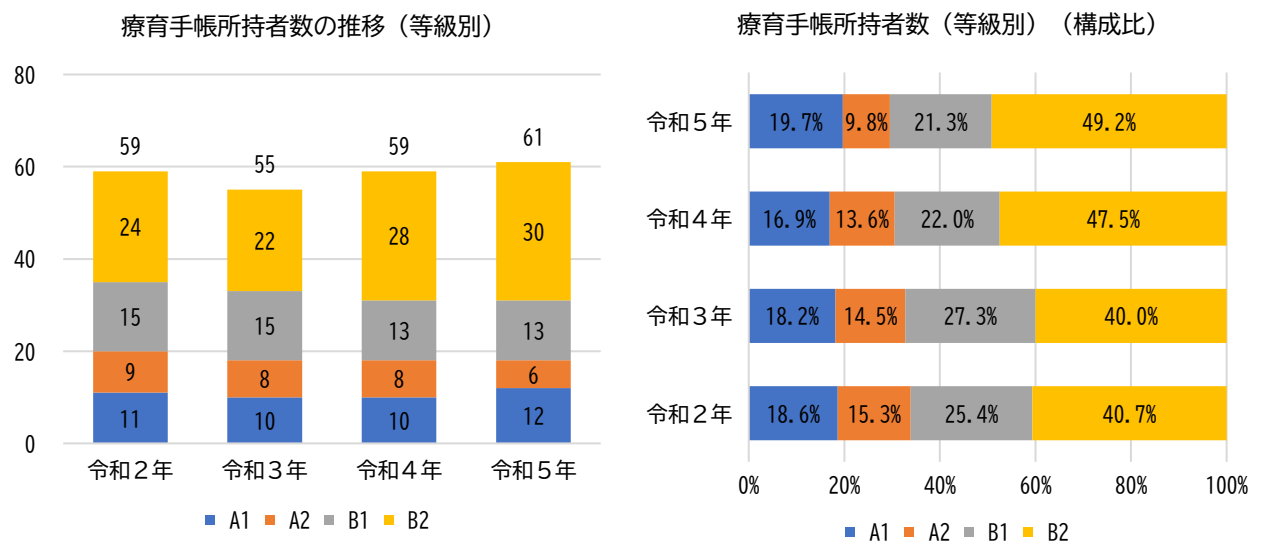
| | 令和2年 | | 令和3年 | | 令和4年 | | 令和5年 | |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 |
| A1 | 10 | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 10 | 2 |
| A2 | 8 | 1 | 7 | 1 | 7 | 1 | 6 | 0 |
| B1 | 12 | 3 | 13 | 2 | 11 | 2 | 10 | 3 |
| B2 | 14 | 10 | 15 | 7 | 17 | 11 | 19 | 11 |
| 合計 | 44 | 15 | 44 | 11 | 44 | 15 | 45 | 16 |

（各年4月1日現在）

在)



(い)



③ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和2年では28人でしたが、令和5年では41人と13人の増加となっています。

等級別でみると、2級が最も多くなっています。

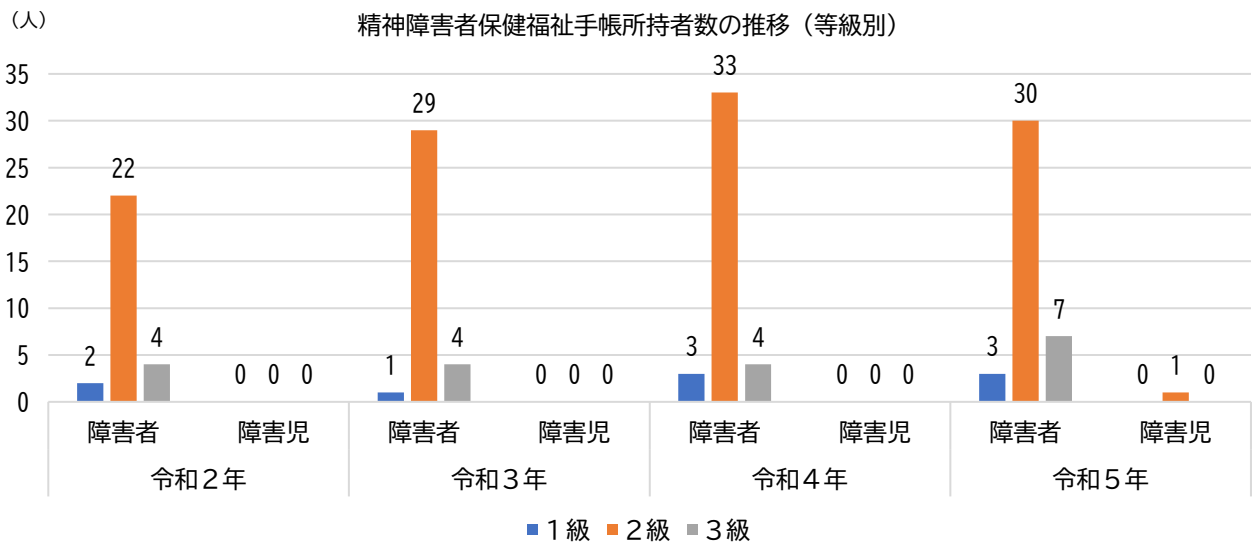
■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

| | 令和2年 | | 令和3年 | | 令和4年 | | 令和5年 | |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 | 障がい者 | 障がい児 |
| 1級 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| 2級 | 22 | 0 | 29 | 0 | 33 | 0 | 30 | 1 |
| 3級 | 4 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 7 | 0 |
| 合計 | 28 | 0 | 34 | 0 | 40 | 0 | 40 | 1 |

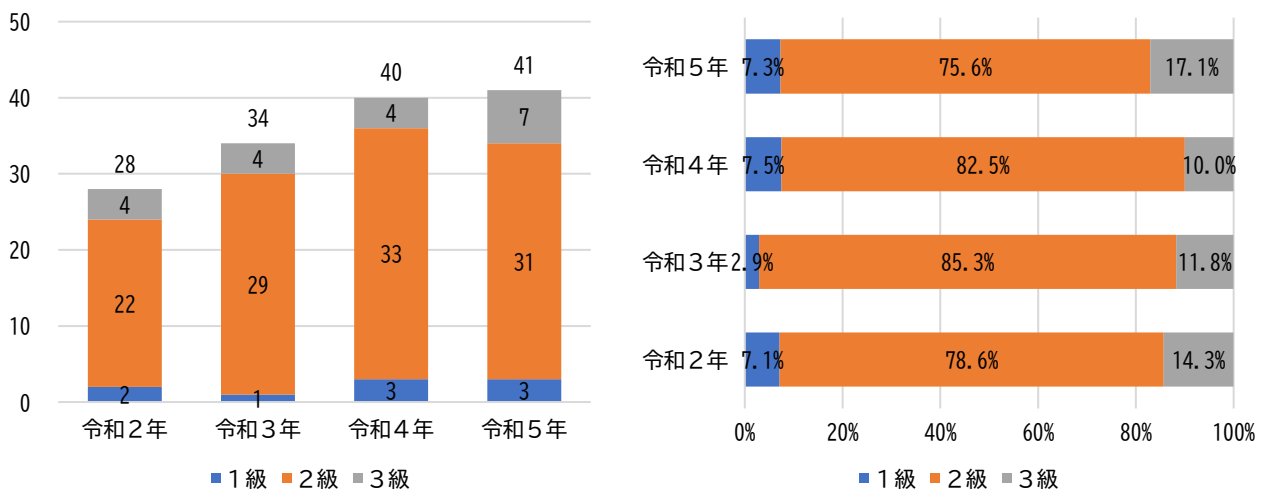
（各年4月1日現

在）



(人) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）（構成比）



(3) 未就学児（保育所・認定こども園・幼稚園）における障がい児の状況

令和5年4月1日現在の未就学児における障がい児は2人で、近年横ばいで推移しています。

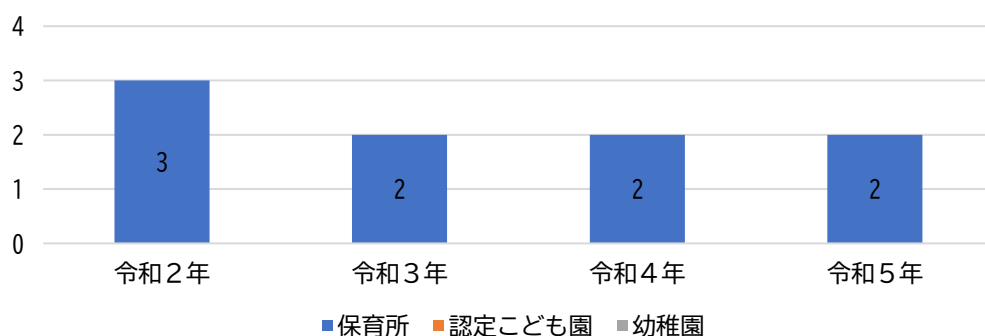
■未就学児における障がい児数

(単位：人)

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|--------|------|------|------|------|
| 保育所 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 認定こども園 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 3 | 2 | 2 | 2 |

東串良町資料 各年4月1日現在

未就学児における障がい児の推移



(4) 特別支援学級の在籍者状況

令和5年4月1日現在の特別支援学級の在籍者数は2人で、近年横ばいで推移しています。

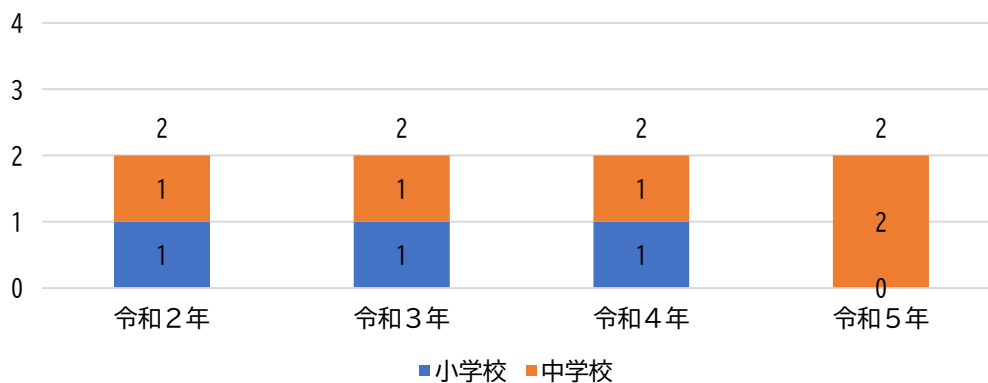
■特別支援学級の在籍者数

(単位：人)

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|-----|------|------|------|------|
| 小学校 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 中学校 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 2 | 2 | 2 | 2 |

東串良町資料 各年4月1日現在

特別支援学級在学者数の推移



3 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

障がい者・障がい児を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、障害福祉計画・障害児福祉計画の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的にアンケート調査を実施しました。

① 調査時期

令和6年1月～2月

② 調査対象者

東串良町内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方、及び障がいに関するサービス利用者

③ 調査方法

郵送による配布、回収

④ 回収結果

| 対象者 | 対象者数 | 回収状況 | 回収率 |
|------|-------|-------|-------|
| 障がい者 | 410 件 | 180 件 | 43.9% |
| 障がい児 | 19 件 | 8 件 | 42.0% |

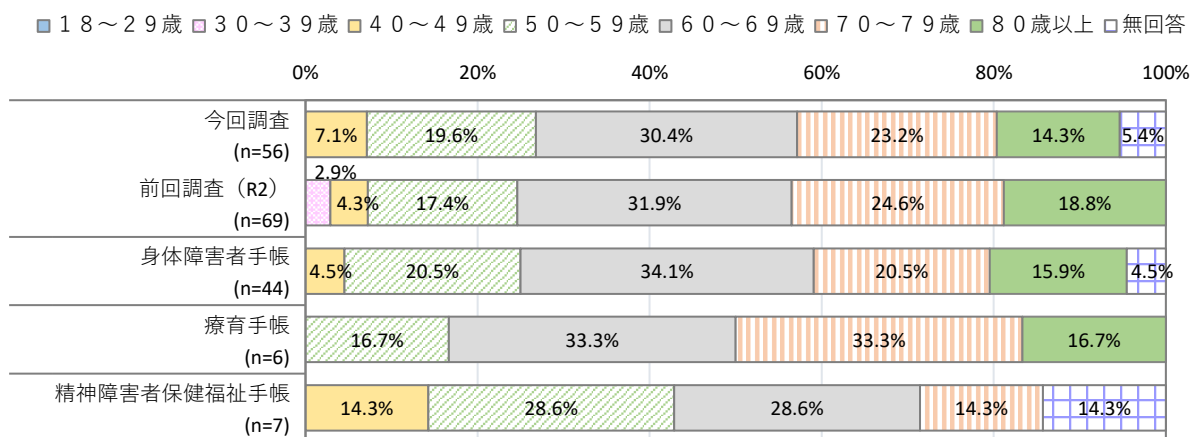
⑤ 留意点

- ・グラフ中の「n=」は、母数となる回答者数を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入している関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。

(2) 調査結果（抜粋） ～障がい者～

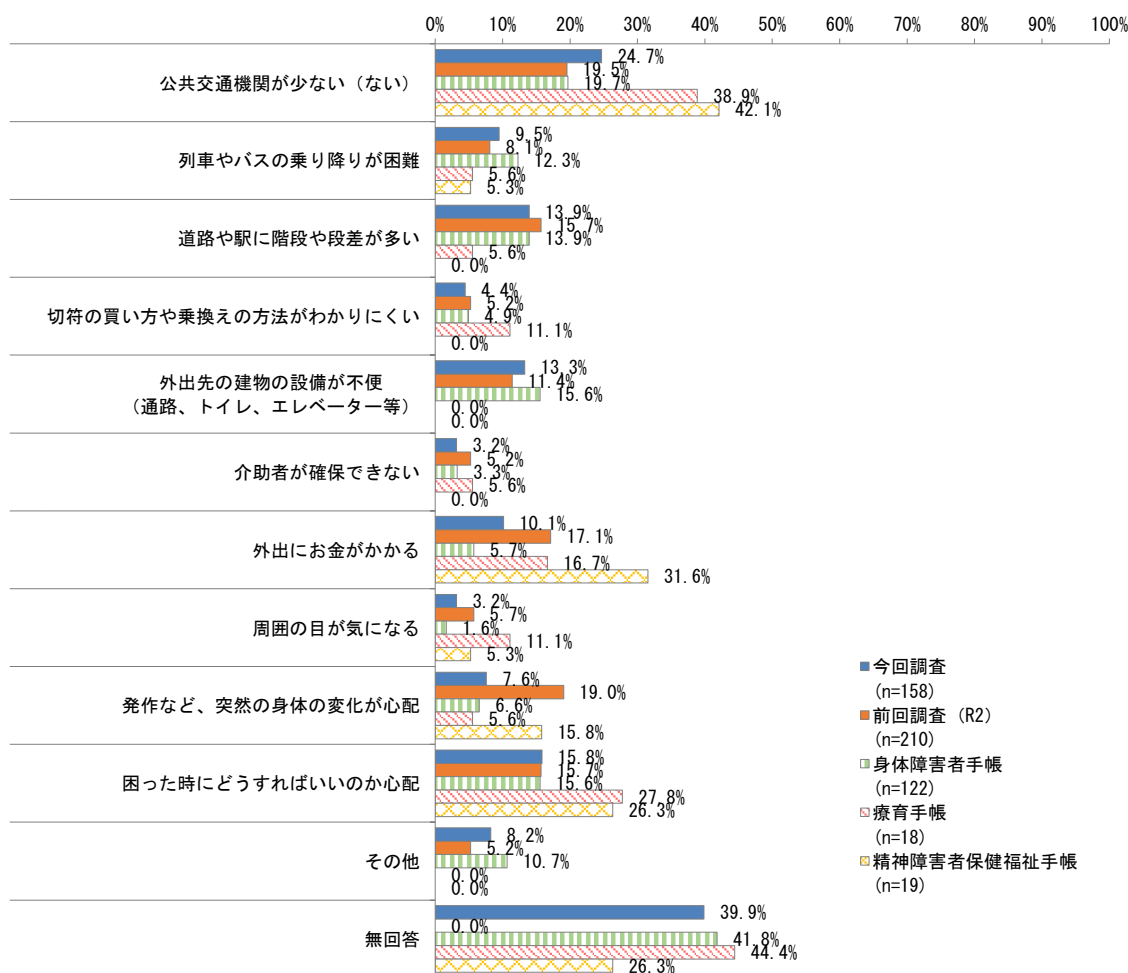
① 介助者の年齢

介助者の年齢については、60歳以上の割合が67.9%（70歳以上は37.5%）となっています。



② 外出する時に困ること

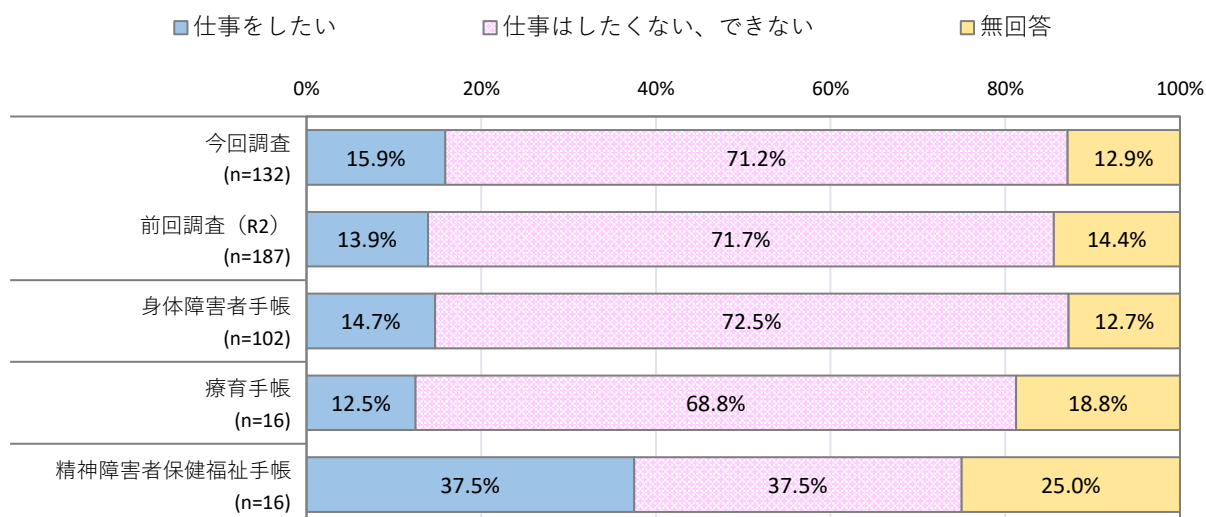
外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない（ない）」が24.7%、「困った時にどうすればいいの心配」が15.8%と高くなっています。



③ 就業意向

今後の就業意向については、「仕事をしたい」が 15.9%、「仕事はしたくない、できない」が 71.2%となっています。

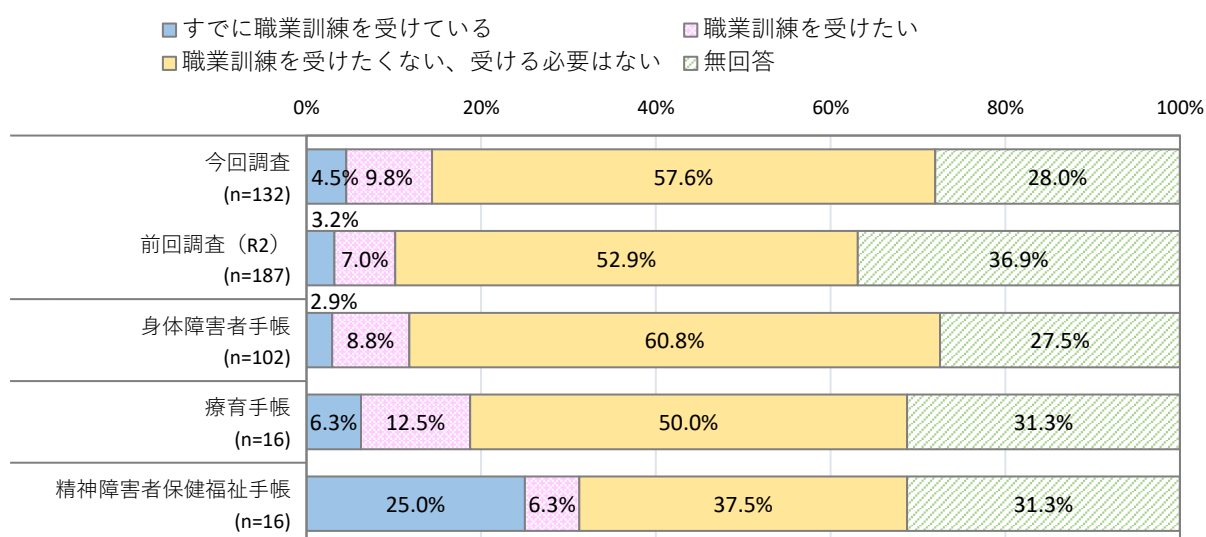
障がい種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「仕事をしたい」が 37.5%と他の手帳所持者に比べて多くなっています。



④ 職業訓練等の意向

就業に向けた職業訓練等の受講意向については、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が 57.6%、次いで「職業訓練を受けたい」が 9.8%、「すでに職業訓練を受けている」が 4.5%となっています。

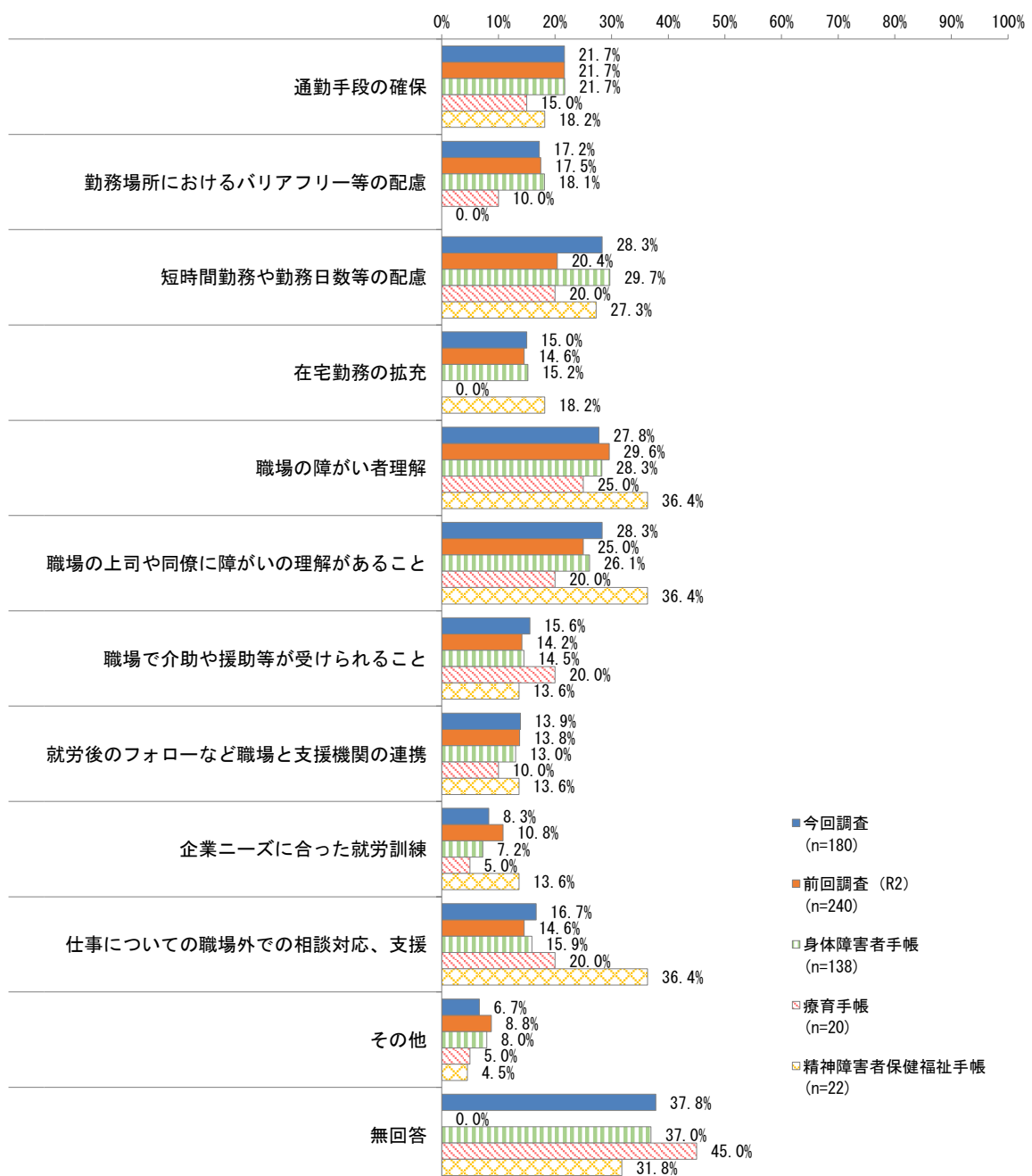
障がい種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「すでに職業訓練を受けている」が 25.0%と他の手帳所持者に比べて多くなっています。



⑤ 必要な就労支援

障がい者の就労支援として必要なことについては、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」がいずれも 28.3%と最も高く、次いで「職業の障がい者理解」が 27.8%、「通勤手段の確保」が 21.7%となっています。

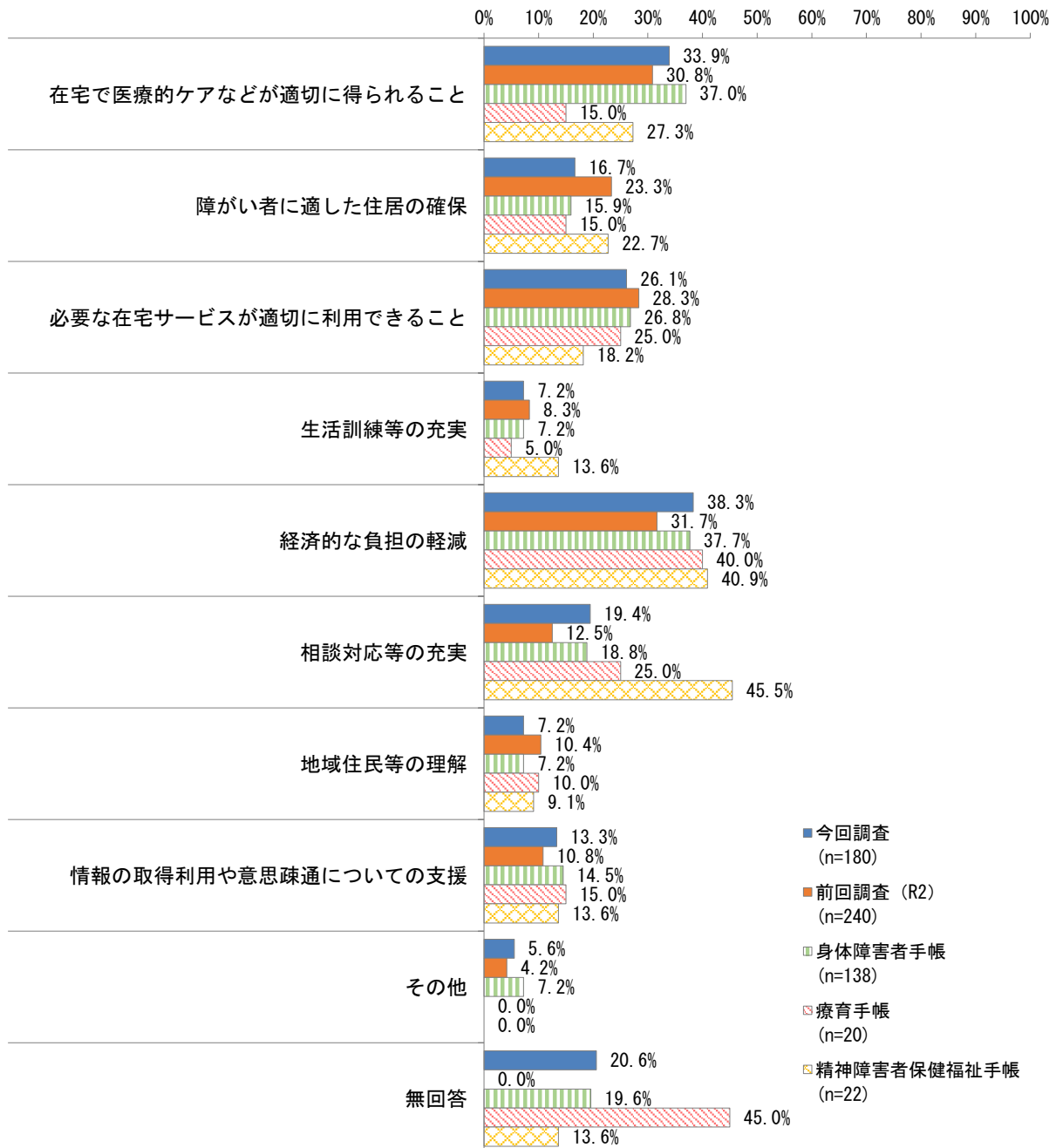
障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 29.7%、療育手帳所持者では「職場の障がい者理解」が 28.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「仕事についての職場外での相談対応、支援」がいずれも 36.4%と最も高くなっています。



⑥ 希望する暮らしを送るために必要な支援

希望する暮らしを送るための支援については、「経済的な負担の軽減」が38.3%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が33.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が26.1%となっています。

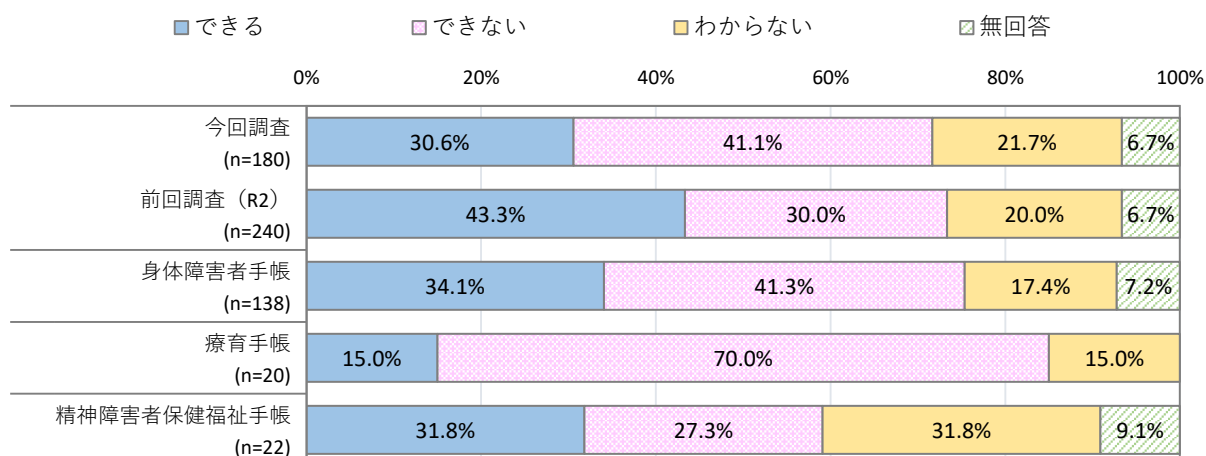
障がい種別でみると、身体障害者手帳・療育手帳所持者では「経済的な負担の軽減」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談対応等の充実」が最も高くなっています。



⑦ 災害時の自力避難

緊急時の自力避難可否については、「できる」が 30.6%、「できない」が 41.1%、「わからない」が 21.7%となっています。

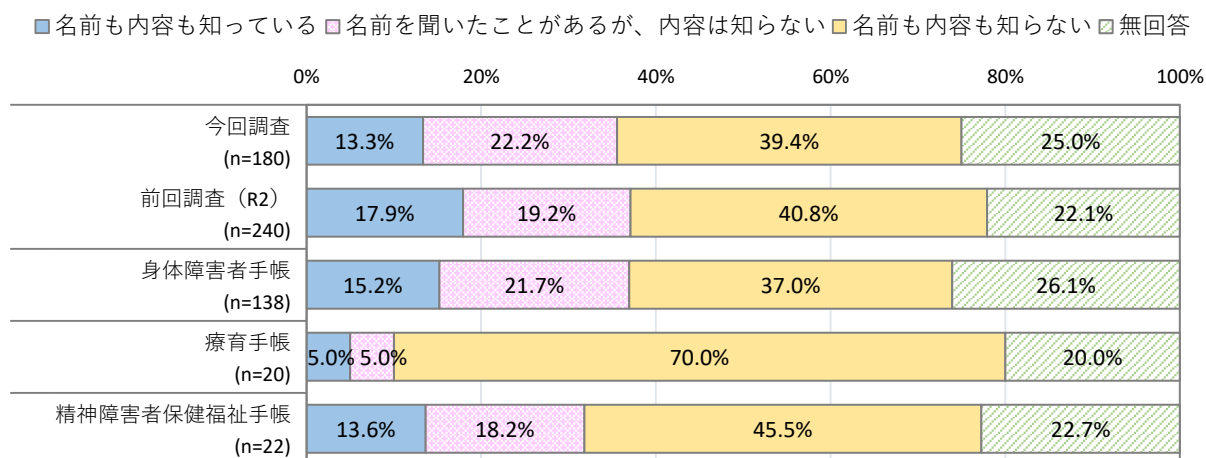
障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者では「できない」が 41.3%、療育手帳所持者では「できない」が 70.0%、精神障害者保健福祉手帳保持者では「できる」「わからない」が 31.8%と最も多くなっています。



⑧ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が 13.3%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 22.2%、「名前も内容も知らない」が 39.4%となっています。

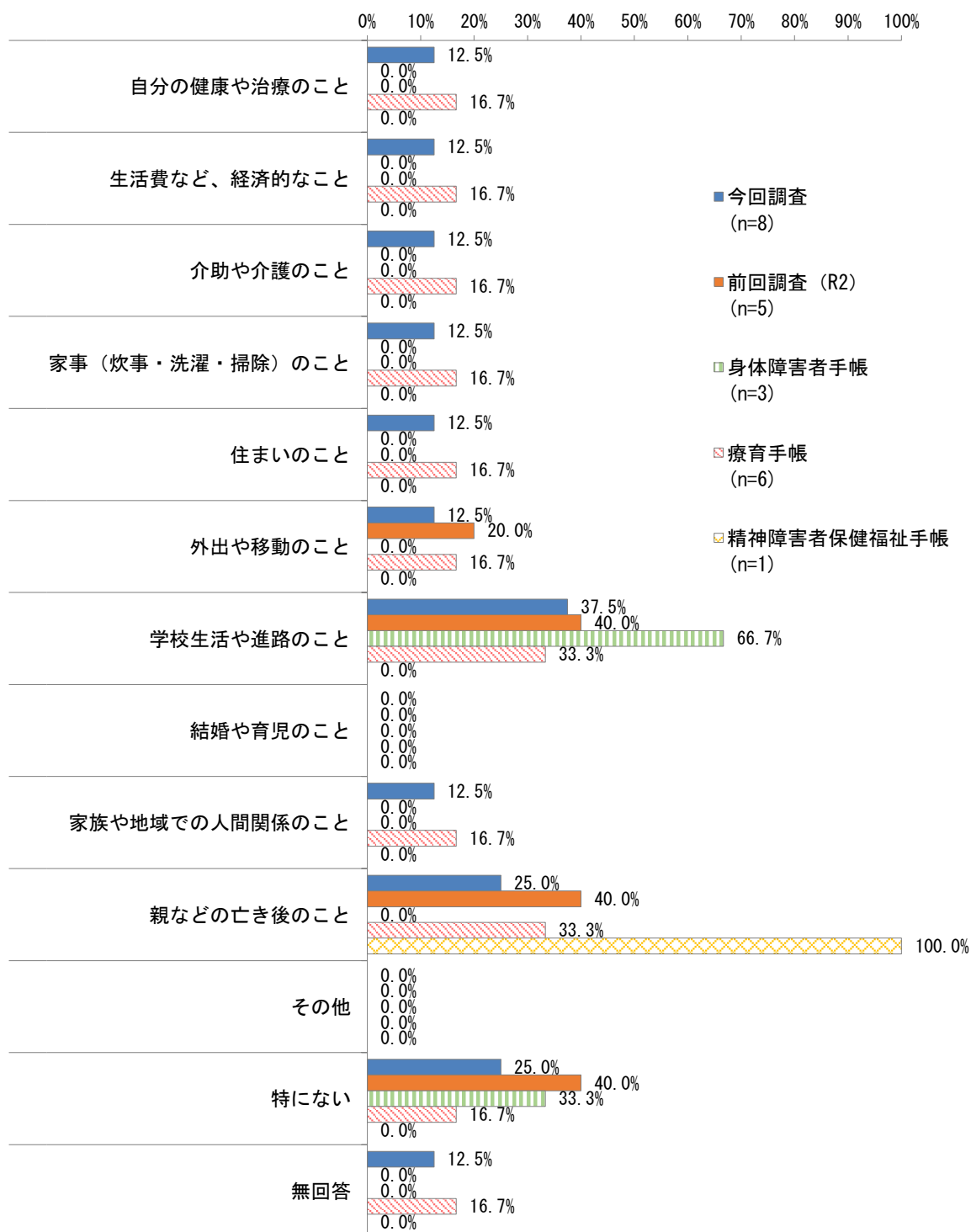
障がい種別でみると、いずれの手帳所持者も「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。



(3) 調査結果（抜粋） ～障がい児～

① 現在の悩みや相談したいこと

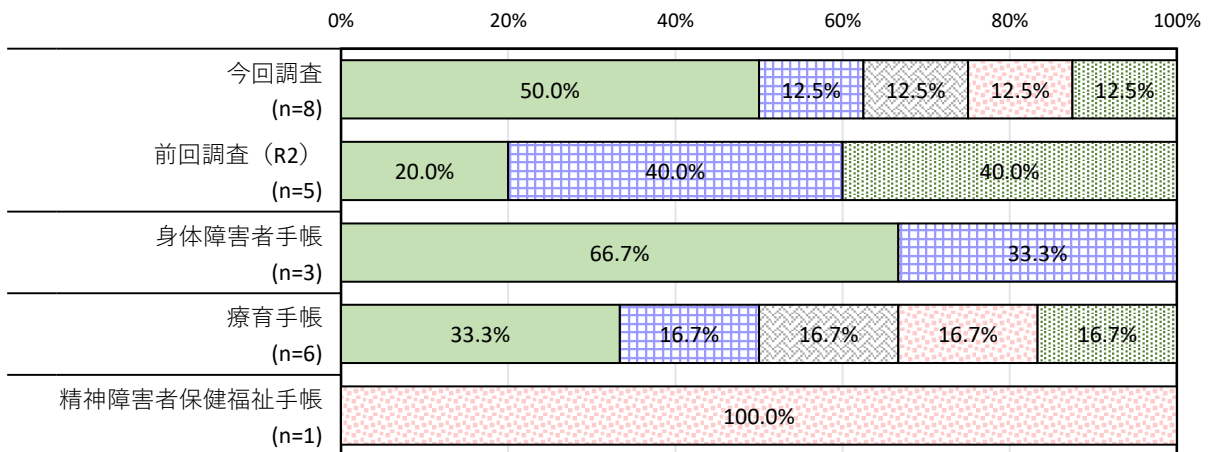
現在の悩みや相談したいことについては、「学校生活や進路のこと」が37.5%と最も高く、次いで「親などの亡き後のこと」「特にない」がともに25.0%となっています。



② 学校や教育について困っていることや心配していること

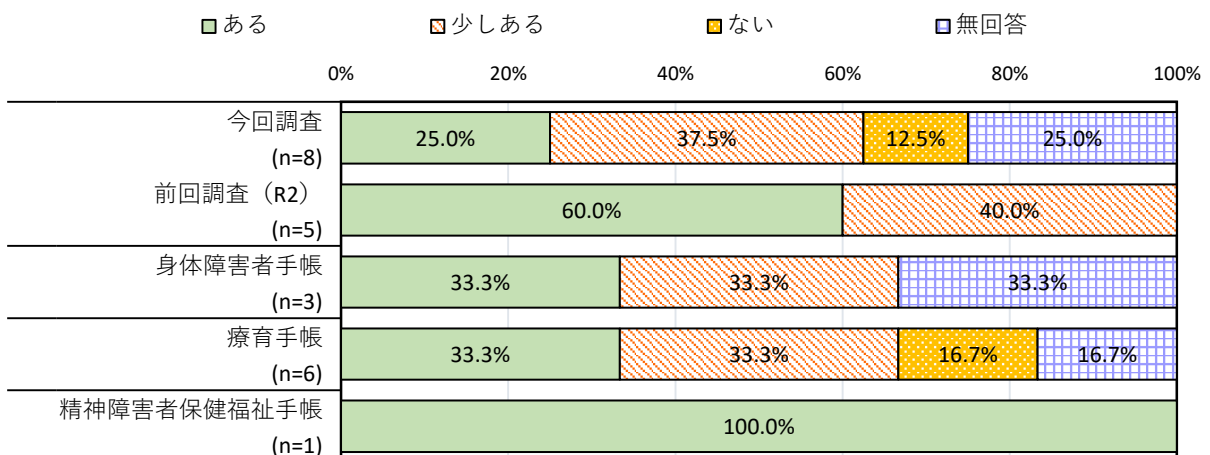
学校や教育について困っていることや心配していることについては、「周囲の子どもとの関係」が50.0%と最も高くなっています。

- 周囲の子どもとの関係
- 教職員の指導の仕方
- 療育・リハビリテーションの機会が少ない
- 子どもの将来に不安がある
- 保育や教育・療育に関する情報が少ない
- 通学の送り迎えが大変
- 災害時や緊急時の対応に不安がある
- 費用など、経済的な負担が大きい
- その他
- 特に困っていることや心配していることはない
- 無回答



② 障がいがあることで嫌な思いをした経験

障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした経験については、「ある」(『ある』と『少しある』の合計)が62.5%、「ない」が12.5%となっています。



第3章 基本理念及び施策の体系

障がい者や障がい児の自立支援の観点から、国の成果目標を基に、次の項目について令和8年度の町の成果目標等を設定しています。

1 基本理念

東串良町総合振興計画において、保健福祉分野では、「健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり」を方針として掲げ、施策を推進しています。

また、第3期東串良町障害者計画に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、住み慣れた地域の中でいきいきと安心して、ともに暮らすことができる環境づくりを推進しています。

国の障害者基本計画においては、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」を継承するとともに、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざすこととしています。

こうしたむらづくりの考え方のもと、障がいのあるなしに関わらず、すべての住民が互いにそれぞれの人格と個性を尊重し、安心して地域で自立した生活を営める「共生社会」を実現するために、前計画からの基本理念を継承します。

すべての人のための平等な社会づくりをめざして

2 基本方針

本計画で掲げる基本理念の実現を図るため、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提とし、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、次の5つの基本方針に基づいて施策を構成します。

基本方針1 条約の理念の尊重及び整合性の確保

障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者団体等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

基本方針2 共生社会の実現に資する取組の推進

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。加えて、社会的障壁の除去を進めるに当たっては、障がい者の参加を確保し、障がい者の意見を施策に反映させるとともに、障がい者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要です。

基本方針3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がい者施策が、日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は当事者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がい者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

基本方針4 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは、症状が多様化しがちであり、一般にその程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、障がい特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。女性、子ども、高齢者等、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえた障がい者施策の実施等を図ります。

基本方針5 総合的かつ計画的な取組の推進

効果的・効率的かつ安定的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障がい者施策に係る他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

3 施策体系

| 基本理念+G2: | 施策の柱 | 施策方針 | 具体的取組 |
|------------------------|----------------------|--------------------------|--|
| すべての人のための平等な社会づくりをめざして | 理解と交流の促進 | (1) 障がいや障がい者についての理解の促進 | ①啓発広報の推進 ②福祉教育の推進 |
| | | (2) 障がい者と地域住民等との交流の促進 | ①地域住民との交流の促進 |
| | | (3) 住民主体の活動等の促進 | ①ボランティア活動の推進 ②障がい者団体の育成 |
| | 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | (1) 権利擁護の推進及び虐待の防止 | ①権利擁護の推進 ②虐待防止の推進 |
| | | (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 | ①障がいを理由とする差別の解消の推進 ②障害者差別解消地域協議会への活動支援 |
| | 療育及び特別支援教育の推進 | (1) 療育の充実 | ①早期発見・早期療養の促進 ②相談窓口・支援体制の充実 ③障がい児保育の充実 |
| | | (2) インクルーシブ教育の推進 | ①教育相談、就学指導体制の充実 ②障がいのある幼児・児童生徒に対する教育・育成の充実 ③生涯学習の充実 |
| | 雇用・就業の促進 | (1) 障害者雇用の促進 | ①障がい者の職業的自立の促進 ②障がい者雇用機会の拡大の推進 ③障がい者雇用の促進等の支援、援助の推進 ④職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進 |
| | | (2) 障がい特性に応じた就労支援 | ①総合的な就労支援の充実 ②就労選択支援・就労移行・就労定着支援の推進 ③経済的自立の支援 |
| | 地域生活支援の充実 | (1) 相談支援体制の整備・充実 | ①総合的な相談体制の充実 ②相談支援事業の充実 ③情報収集・提供手段の充実 |
| | | (2) 保健・医療・リハビリテーションの充実 | ①障がいの早期発見・早期治療等 ②リハビリテーション体制の充実 ③精神障がい施策の充実 |
| | | (3) 福祉サービスの充実 | ①生活支援の充実 ②障害福祉サービスの適切な提供 ③専門従事者の養成・確保と障がい者団体の活性化 |
| | スポーツ・レクリエーション及び文化活動 | (1) スポーツ、レクリエーションの振興 | ①スポーツ、レクリエーション機会の充実 ②スポーツ指導者等の育成 |
| | | (2) 文化活動の振興 | ①文化活動の振興 |
| | 安全・安心な生活環境の整備 | (1) 生活環境の整備促進 | ①総合的な福祉のまちづくり ②建築物の整備の促進 ③移動・交通対策の推進 |
| | | (2) 安心して暮らせる住まいの確保及び環境整備 | ①安心して暮らせる住まいの確保 ②公園等オープンスペースの整備 |
| | | (3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進 | ①防犯・防災対策 ②障がい者の消費者保護対策の充実 ③交通安全対策 |

第4章 基本理念実現のための施策の展開（障害者計画）

障がい者や障がい児の自立支援の観点から、国の成果目標を基に、次の項目について令和8年度の町の成果目標等を設定しています。

1 理解と交流の促進

障がい者を含むすべての方々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、行政が障がい者に対する各種施策を実施してだけでなく、社会を構成するすべての方々が障がい及び障がい者に対して十分な理解と認識を深めることが必要です。

また、全ての障がい者は社会を構成する一員であり、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される必要があるため、社会的障壁の除去にむけた啓発及び知識の普及を図り、必要となる情報の収集、整理及び提供を行っていくことが必要です。

このため、障がい及び障がい者についての啓発広報は極めて重要であり、積極的に進めていく必要があります。

アンケートでは、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした経験の有無について、「ある」（『ある』と『少しある』の合計）が29.4%と約3割いることがうかがえます。

現在、広報誌、啓発用パンフレット、「障がい福祉のしおり」等で啓発広報活動を推進していますが、今後はさらに、広報誌の利用促進や「障害者の日」等における啓発活動、ボランティア活動の支援、障がい者の積極的な社会参加の促進、各種講座の充実等が求められます。

また、グループホームなど利用者の生活指導について、対人関係に関する問題等はプライバシーの観点等から限界があるという課題もあり、今後は一層関係機関と連携しながら、障がい者問題に対する理解を深めていく必要があります。

【基本的方策】

各種行事による啓発・広報及び学校教育における福祉教育を推進するとともに、障がい者を中心とした住民同士の交流や障がい者自身を含む住民のボランティア活動への参加を促進し、以下の点に留意して、障がい及び障がい者についての正しい理解と認識の普及・啓発に努めます。

(1) 障がいや障がい者についての理解の促進

①啓発広報の推進

- 啓発広報にあたっては、現在、本町では町民と行政の重要な架け橋である広報「東くしら」を毎月作成・発行し、町民に町の施策などの行政情報を伝えるとともに、地域の様々な話題を提供しています。また、

ホームページによる情報提供も行き充実した支援体制を整えてきました。今後も、事業所等との連携を図りながら、町民の障がい者に対する理解が促進するよう取組を更に充実させます。

- 「障害者の日（12月9日）」、「障害者週間（12月3日～9日）」の意義を町民に理解してもらうため、広報「東くしら」やポスター掲示などを通して啓発に努めます。障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、「障害者週間」の趣旨にふさわしい事業を実施します。現状では町民の認知度がまだまだ低いため、今後はよりいっそう充実したものになるよう啓発・広報に努めます。
- 「障がい福祉のしおり」を窓口や障害者手帳交付時を利用して配布し、各種障がい福祉制度の周知に努めました。支援体制は整っているものの、周知が十分ではないため、更に充実したものになるよう取り組んでいきます。
- 障がい者に対する認識を深めるために、ハートフルウィークの後援、福祉関係団体等が主催する行事やイベント等を積極的に支援します。現在、障がい者の社会参加への支援体制はまだ充実しているとはいえないため、今後は、町民の十分な理解を得て相互交流が深まるよう、福祉関係団体等との連携を図りながら支援体制の整備に取り組むとともに、障がい者の積極的な社会参加を支援します。
- 障がい者に対する正しい認識と理解を深めるために、関係機関と連携して啓発広報活動を推進します。

②福祉教育の推進

- 本町では、生涯学習推進体制の充実・基盤づくりに努め、生涯学習講座の充実を図り学習意欲の喚起を促しています。今後も各種講座をはじめ、特殊教育に関するライブラリーの拡充等、障がい者にとっても更に充実した環境になるよう取り組んでいきます。
- 障がいのある人との交流機会の提供や、障がいへの理解を深める講演や学習を推進します。

(2) 障がい者と地域住民等との交流の促進

①地域住民との交流の促進

- 障がいについての理解を促進するためには、隣近所の人々との友好的な関係を築くことが重要であることから、障がい者の現状等について、家族・サービス事業者・行政・地域が情報の共有化に努めます。
- 施設等で行われる祭りやイベントの情報を広く周知し、地域住民と障がい者が交流するためのきっかけづくりを行います。
- 障がいがある人に地域活動の情報を提供し、参加を働きかけます。

(3) 住民主体の活動等の促進

①ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会や教育委員会等の関係機関と連携し、学校教育・社会教育をはじめ、生涯学習の場においても、町民のボランティア活動等に対する理解を深め、その活動を支援します。現在ボランティアの確保を目的に、社会福祉協議会と連携を図りながら啓発活動を推進おり、今後もボランティア団体のネットワークづくりや協力体制の強化を図ります。
- ボランティア講座等を開催し、町民の意識の高揚を図り、ボランティア活動の推進とボランティアの育成を推進します。
- 障がい者自身がボランティア活動に気軽に参加できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、活動を支援します。

②障がい者団体の育成

- 障がい福祉の充実を図るため、障がい者団体等の育成と発展の支援に努めます。

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がいを理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。

障がい者実態調査によると、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがある人は、2割以上にのぼります。

平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されたことから、障がいを理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進が必要です。

判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。また、親亡き後の障がい者への生活支援と人権擁護など、障がい者の人権を擁護し、差別・偏見のない社会づくりを推進することが非常に大切です。

アンケート調査によると、成年後見制度の認知度（『名前も内容も知っている』と『名前は聞いたことがあるが、内容は知らない』の合計）は、3割強に留まっています。

今後は、障害者虐待防止法に関する啓発活動を行うとともに、障がい者の権利擁護のための取組を充実することが必要です。

【基本的方策】

障がいを理由とした差別の解消に向けて、町の事務・事業における防止・解消を進めるとともに、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を徹底し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

判断能力が不十分な障がい者や高齢者などの権利と財産を守るために、本人や家族をはじめ、町民や関係機関に対する広報や相談体制の充実を通じて、自己決定権を保障する意義、成年後見制度などの権利擁護制度の普及を図ります。

また、障がい者を差別や虐待・金銭搾取などの権利侵害から守るため、地域や民生委員・児童委員、関係機関などと連携し、支援体制の充実を図ります。

(1) 権利擁護の推進及び虐待の防止

①権利擁護の推進

- 障がい者を含むすべての住民の尊厳が守られる社会をめざして、人権意識の普及・啓発に努めます。また、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

- 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用促進事業を推進します。

- 各種手続や日常的な金銭管理等について支援する成年後見制度の適切な利用の促進を図るため、パンフレット等の配布を通じ、制度の周知・普及を図ります。

②虐待防止の推進

- 障害者虐待防止法に関する定期的な広報活動による制度の周知や関係機関との連携を図り、虐待防止に努めるとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者の負担の軽減・緊急時の一時保護体制の確保などの充実を図ります。
- 障害者虐待防止法に基づき、居宅及び施設・事業所等における虐待防止の取組を強化します。
- 障がい者虐待の未然防止や早期発見、早期対応、適切な支援を行うため、関係機関などと連携し、地域における関係機関等との協力・支援体制の整備を進めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

①障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法に基づく、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての周知・啓発を図ります。
- 町の実施する事務・事業において、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止を徹底し、合理的配慮の提供が円滑に行える体制づくりを推進します。

②障害者差別解消地域協議会への活動支援

- 肝属地区障害者自立支援協議会に設置された「障害者差別解消地域協議会」の活動を通じ、相談への迅速かつ適切な対応、紛争解決に向けた対応力の向上、権利擁護に関する意識のPR等を推進します。

3 療育及び特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の教育については、児童生徒の可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの障がいの状態や能力・適性等に応じて適切な教育を行うことが重要であり、また、困難な状態を改善・克服して将来の社会参加・自立を目指した指導を行っていくことが必要です。

現在本町では、小学校2校、中学校1校があり、障がい児童等在学時に対し特別支援学級を設置するとともに、養護学校等とも連携して、障がいの程度に応じた学習の援助を行っています。

なお、障がいのある児童の放課後や夏休み期間などにおける支援については、現在他町の療育支援施設の保護者会で独自に取り組みがあり、今後は本町においても支援体制の充実を図る必要があります。

障がいのある幼児・児童の育成については、早期に心身障がいを発見し早期に適正な治療・訓練を行って、幼児・児童が将来社会的に自立した生活ができるように、県のこども総合療育センター並びに中央児童相談所を中心として、障がい児に関する専門的な相談、検査、診断及び療育指導を行っています。

今後においては、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、子育て支援における育ちの場において、障がいのある子どもの支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要です。

また、障がいのある子どもの健やかな育成のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

【基本的方策】

共生社会の実現のためには、障がいのある幼児・児童・生徒と、障がいのない幼児・児童・生徒が別け隔てられることなく、学ぶことが大切です。（インクルーシブ教育）

そのために、就学相談や教育相談の充実を図りながら、一人ひとりの「合理的配慮」に基づいた指導・支援に取り組めます。

また、個別の教育的ニーズに応じるため、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の連続性のある「多様な学びの場」の整備、充実を図ります。

障がい者一人ひとりが社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、ライフステージに応じた多様な学習の機会を確保します。

さらに、教育・保健・医療・福祉、雇用などの関係機関や住民との連携を密にし、社会全体で支援が必要な子どもの健やかな育成に取り組めます。

(1) 療育の充実

①早期発見・早期療養の促進

- 妊婦健康診査・妊産婦訪問指導等を通じて、障がい等の早期発見・早期治療を実施するとともに、乳幼児に対しては、集団健康診査を実施し、適切なアドバイスを行うことで、障がいの早期発見・早期対応を実施し、子どもの健全育成につなげます。

②相談窓口・支援体制の充実

- 気づきにより紹介を受けた障がい児に対し、早期の療育ができるよう障がい児通所支援事業の充実に努めます。今後も保健所や児童相談所、病院、福祉施設等との連携により、療育についてのきめ細やかな相談や助言、指導及び支援を行う相談窓口の充実に図ります。
- 障がいの早期発見及び早期支援を行うため、障がいのある幼児や発達段階で遅れがみられる幼児とその保護者がともに通園し、保育士等の指導と助言を得ながら保育・療育を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と緊密に連携した支援体制の整備に努めます。
- 発達障がいのある子どものこころとからだの健やかな成長のため教育委員会・保育所・幼稚園・児童相談所などとの連携を密にし、就学相談の充実に図ります。

③障がい児保育の充実

- 障がいのある幼児のニーズに応えるため、さらなる就学前の障がい児教育の充実に図ります。
- 保育所等訪問支援事業の利用における広報・周知を図り、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援に努めます。
- 障がいのある幼児の教育を効果的に行うため、教育委員会や保健・福祉担当課等の関係機関、保護者との連携のもと、障がいのある幼児一人一人の障がいの種類・程度・能力・適性等に応じ、適切な就学指導に努めます。

(2) インクルーシブ教育の推進

①教育相談、就学指導体制の充実

- 就学相談においては、子どもの実態を的確に把握するとともに、特別な教育的対応の必要性について共通の理解を図ることが大切であるため、保護者の様々な疑問に応えるとともに具体的な情報の提供に努めます。
- 「学習障害(LD)」、「注意欠陥・多動性障害(ADHD)」、「高機能自閉症」を含めた総合的な教育的支援体制の整備を図りながら軽度の発達障がいのある児童生徒への指導の充実に努めます。
- 特別支援教育コーディネーター等研修会による特別支援教育の校内体制づくりに努めるとともに、今後も保護者の理解と協力を早期から得て、就学手続きが円滑に行われるよう、教育相談の体制を充実します。
- 就学指導担当者には、専門的な知識と経験が求められており、これら担当者の資質の向上を図るために、教育委員会においても、各種の研修会を開催したり、手引書を作成・配付したりするなどの施策を講じます。さらに、校内就学指導体制を充実させ、学校内における連携を図ります。

②障がいのある幼児・児童生徒に対する教育・育成の充実

- 障がいのあるなしに関わらず、児童生徒がともに学び、遊ぶ友人としてお互いを受け入れることが出来るよう、思いやりの心を学ぶ教育を推進します。
- 特別支援教育コーディネーター等研修会による特別支援教育の校内体制づくりに努め、就学指導委員会の適正化と入級指導の充実に努めます。特別支援学級担当教員等の指導力の向上と学習指導の改善・充実に資するため、特別支援学級担当教員等を対象とする研修等の充実に努めます。
- 障がい児の社会経験を豊かにするとともに、これらの子どもたちに対する正しい理解と認識を深めるために、普通学級・養護学校との交流促進による特別支援教育の校内体制づくりに努めています。今後も、障がい児が小・中学校の児童生徒や地域社会の方々と活動をともし、ふれあう機会を積極的に設けるなど交流教育の充実に努めます。
- 重度の障がいのある児童生徒については、その実態把握に努め、町就

学指導委員会など各関係機関との連携を密にして、その支援を推進します。

③生涯学習の充実

- 障がい者が健やかで生きがいのある生活を送られるよう、生涯学習推進体制の充実・基盤づくりに努めています。現在は、生涯学習講座の充実を図り学習意欲の喚起を促していますが、障がい者の参加者が多いとはいえ、今後は障がい者にとっても更に充実したものになるよう取り組んでいく必要があります。また、教育・文化環境の整備により、学習機会の充実（学級・講座等の開設）を図り、次代を担う人づくりとともに個性豊かな地域文化が育まれるよう生涯学習の充実に努めます。

4 雇用・就業の促進

障がい者がその適正と能力に応じて仕事に就き、社会経済活動に参加することは、障がい者が社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を送る上で重要な意義を持っています。

障がい者の雇用については、障がい者問題に対する社会全体の意識の高まりと事業主の理解により、雇用される障がい者数は着実に増加しています。

しかし、未だ法定雇用率を達成していない企業もありますが、アンケートでは、障がい者の就労支援として必要な事について、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」がいずれも28.3%と最も高くなっています。

どんな障がいをもっていても、地域の事業所で対応できる社会が理想ですが、特に大隅半島では精神障がい者の就労支援において就職率・定着率が非常に悪く、企業に対する行政主催の要請説明会などの開催が求められている現状があります。

今後は、企業に対する一層の啓発と法定雇用率達成の指導を強化するとともに、就労訓練などの障害福祉サービスや、職業訓練所等の利用及び職業紹介体制の充実等により、障がい者の特性と能力に応じた就労の機会を確保していくことが必要です。

また、一般的な雇用が困難な障がい者についても、就労訓練などの障害福祉サービス等により、一般的な雇用に向けた取り組みが必要です。

【基本的方策】

障がい者の雇用・就業対策については、障がい者が可能な限り一般雇用につくことができるよう、障がい者の特性に応じたきめ細やかな対策を総合的に講ずることを基本として、各関係機関との連携を強化し、その雇用・就業の場の確保にむけた体制づくりに努めます。

また、障がい者の雇用を進めるにあたって、障がい者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であるため、障がい者の雇用促進についての一層の啓発広報に努めるとともに、各種雇用援護制度の活用や障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制の充実及び職業訓練等の充実に努めます。

(1) 障がい者雇用の促進

①障がい者の職業的自立の促進

- 障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じて、適切な職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な就業の機会を確保するよう努めます。個々の障がい者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じるために、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準

監督署、福祉機関、人権擁護関係機関等から構成される「障害者雇用連絡会議」を活用した障がい者の特別相談、巡回職業相談や、県が実施主体となって推進している「大隅障害者就労支援ネットワーク会議」への参加促進を図ります。

②障がい者雇用機会の拡大の推進

- 障がい者の雇用機会の拡大について、ハローワーク（公共職業安定所）をはじめとする関係機関、団体等との連携を強化しながら、広報誌等により広報・啓発に努めます。
- 一般的な雇用が困難な障がい者に対しては、関係機関と連携して、授産施設等の整備を広域的に研究・検討します。
- 公営・民間企業において、法定雇用率の達成はもとより、特別枠の障がい者の採用等により雇用機会の拡大を図ります。
- 国・県と連携するとともに、民間企業の活用とノウハウを活かし、障がい者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障がい者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことにより、その雇用の安定を図ることで障がい者の雇用機会の拡大を図ります。

③障がい者雇用の促進等の支援、援助の推進

- 雇用に対しては様々な要望があるため、障がい者の特性に応じたきめ細やかな相談等を行うとともに、おおすすめ障害者就業・生活支援センターを中心に、職業能力開発に必要な訓練、支援を行い、障がい者の雇用の促進を図ります。

④職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進

- 就職を希望する障がい者等に対しては、窓口配布や町広報誌などでの紹介など、情報提供に努めていますが、徹底されているとは言い切れないため、ハローワーク（公共職業安定所）への紹介等を推進します。

(2) 障がい特性に応じた就労支援

①総合的な就労支援の充実

- 障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、ハローワークや障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図り、障がいのある人への就業相談から職場定着まで一貫した支援を推進します。
- 障がいのある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業等、多様な働く場に関する情報提供や相談支援を積極的に行っていきます。

②就労選択支援・就労移行・就労定着支援の推進

- 就労移行支援事業や就労定着支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がいのある人が安心して働き続けられる環境整備を推進します。
- 令和7年10月から始まる就労選択支援の利用促進を図り、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択につなげます。

③経済的自立の支援

- 町民や民間事業者等に対して制度の周知を積極的に行い、優先調達を促します。
- 障害年金や各種手当等について、広報紙やホームページなどにおいて、受給要件や手続など制度について分かりやすく周知を行います。

5 地域生活支援の充実

本町においては、障がい者は減少傾向にありますが、障がいの重複化、障がい者の高齢化が進んでいます。

このような状況を踏まえ、障がい者の保健・医療・福祉の増進を図るため、障がいの早期発見・早期療育や補装具・日常生活用具の給付、障がい者の自立と社会参加を促進するための機能回復・社会適応訓練等の各種施策を実施しています。

しかし、現在は市町村によって判定にばらつきがあるなど課題があります。加えて、自立支援法で三障がいの福祉が一本化されましたが、既存の福祉施設を含めて精神障がい者の受け入れが少なく、建物が旧授産施設の基準で作られているため、重度の重複障がい者の入所希望が難しいという現状もあります。

在宅障がい者の方々は、いろいろな制度を利用し自立に向けた取り組みを行っていますが、家族の高齢化や経済的な理由で、十分な支援が受けられない利用者の方もいます。在宅での生活が厳しくなる中で、親なき後の将来への不安解消や支援できる住居の保障も必要となっています。

一方、就労については、工賃アップを年々求める工賃確保が大きな問題となっています。

売上収入の確保や、新しい製品の開発・販売・取引先の確保など課題は多様を極めます。現在では、日常的に役場・商店・企業・各種イベントへ参加して販売を行っていますが、制限も多いことから福祉施設に対して地域の違いや販売時間などの様々な枠組を超えた理解と支援が求められます。

精神障がい者の福祉は、この様な厳しい現状の中にあって保健・福祉の二面的・あるいは多面的要素から考えた総合的な施策の展開が求められます。

更に、障がい者の尊厳が十分に守られるためには、福祉に携わる職員が健康に仕事を続けていける環境が必要です。365日24時間体制のサービス提供を可能にする勤務体系が求められている状況も鑑み、職員の資質の向上を図るためにも、十分な人員が配置できるような財源の確保と報酬の見直しも考慮すべき課題といえます。

今後は町民や障がい者の理解と協力を得ながら、行政・保健・医療・福祉施設・ボランティア等との連携のもとに、障がい者のニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、各種サービスを拡充し、きめ細やかな施策を進めていく必要があります。

そして、障がい者が地域社会の一員として、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを推進していく必要があります。

【基本的方策】

保健・医療・福祉サービスを円滑な利用や緊急時における相談等に対応できるよう、行政機関や事業者、施設等、相談支援に携わる各機関との連携を図り、障がい者本人の視点に立った相談支援体制、利用援助体制づくりを目指します。

障がい者が住み慣れた家庭や地域の中で、安心して生活し社会活動へ参加することができるようにするため、保健・医療、障害福祉サービスのより一層の充実と障がい者の自立と社会参加の促進に努めます。

また、必要な情報を容易に取得できるような方法の普及と、様々な広報手段を活用した情報の提供に努め、情報が確実に障害者のもとに届くよう情報アクセシビリティの向上を推進します。

聴覚、言語機能、音声機能、視覚の障がい、知的障がい、精神障がいなどで意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者等の派遣や点訳、音声訳等、障がいの状況に応じた円滑なコミュニケーションを支援するための取り組みを推進します。

(1) 相談支援体制の整備・充実

①総合的な相談体制の充実

- 基幹相談支援センターと連携し、地域における相談支援事業所における多様な内容の相談、困難なケースへの対応、また、地域移行や一般就労等への支援が円滑に、かつ継続的にできるよう、相談支援事業所に対し専門的な指導・助言、相談員の資質向上を図ります。
- 障がい者の日常生活上の相談への対応などを行う「相談支援事業」については、実施する相談支援事業所の機能強化はもとより、障がい者が安心して気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。
- 相談員の研修や養成を充実させ、きめ細やかな総合的かつ高い専門性を持った相談員体制を強化します。
- 様々な生活上の問題が複雑化し、生活のしづらさを抱えている人や家庭が、孤立せずに地域での生活が続けられるよう、関係機関が連携・協働し、包括的に支援する体制の構築（重層的な相談支援体制の整備）を目指します。

②相談支援事業の充実

- 地域の中で障がいがある人が抱える福祉問題について、必要な情報提供及び助言等を含む相談支援の円滑な推進を図り、地域における相談支援体制を整備します。
- 町内に居住する障がい者及び家族等の相談を受けるために、専門の援助者を配置し、ホームヘルプや短期入所などの在宅サービスの利用援助や社会資源の活用など、ピアサポート（当事者活動）による情報

の提供を行います。

③情報収集・提供手段の充実

- 適切なサービスを提供していくために、専門機関との連携を図り、障がい者に関する情報の収集に努めるとともに、広報紙の活用により福祉サービス等の情報提供を進めます。
- 障がいによりコミュニケーションが困難な方についての町民の理解を深めるための啓発を推進します。
- 聴覚、言語等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣するなど、コミュニケーション支援事業を推進します。
- 行政情報の提供においては、障がいのある人を含むすべての人が利用しやすいよう、行政情報の電子化により、誰もが情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティ（ウェブの情報伝達の保障）の向上やデジタルディバイド（情報格差）への取り組みを図ります。
- 各種福祉サービスや町が発行する広報紙、パンフレット等について、音声データ作成や読みやすい字体（ユニバーサルデザインフォント）など、さまざまな障がいのある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

（２）保健・医療・リハビリテーションの充実

①障がいの早期発見・早期治療等

- 現在、健診や保育所等との連携を図りながら、早期発見及び指導体制の充実に努めています。今後も、保健所及び医療機関との連携を図りながら、母子健康診査、乳幼児健康診査、成人期健康診査等の充実による早期発見の体制づくりに努めます。また、保健担当や医療機関、保育園、幼稚園との連携を基に、要注意者に対する指導体制の整備を推進します。
- 妊婦や入寮児を持つ母親等への支援や障がいのある子どもの発達や療育に関する支援を推進するため、相談・カウンセリング体制等の充実に努めます。
- 障がいの軽減、補完のため、更生医療の給付、訪問診査、更生相談、

補装具の交付・修理等の充実を図ります。また、「肝属地区障がい者総合相談支援センター」における各種相談を通じて、障がいの軽減、補完に努めていきます。また、サービスの周知を徹底することで、さらに充実したものになるよう取り組みます。

- 医療的ケア児・者が在宅で生活を送るために、身近な地域でサービスを利用できるよう環境整備を推進します。
- 医療的ケア児・者の支援に関する相談支援体制整備として、医療的ケア児等コーディネーターの配置等に向けた人材育成を推進します。

②リハビリテーション体制の充実

- 各種医療機関におけるリハビリテーション医療実施体制の整備などの推進を図るとともに、「肝属地区障害者自立支援協議会」において、各関係機関の役割を明確にしながら連携を図っています。
- 身近な地域で充実したリハビリテーションが受けられるようにするため、保健所や医療機関、福祉施設などが相互に連携を図り、障がい者が効果的で効率的なサービスを選択できるよう、相談体制の確立を図ります。

③精神障がい施策の充実

- 当事者の症状の安定や悪化予防と家族の対応力の向上を図るとともに、こころの健康づくりを推進します。
- 精神疾患の早期発見・早期治療の促進及び精神障害者の社会適応力の向上を図るため、さまざまな相談内容に対応できる窓口情報を提供し、早期対応の充実を図ります。
- 精神保健知識の普及や啓発に努めるとともに、引き続き「東串良町精神障がい者福祉促進の会」の活動を支援していきます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、在宅福祉サービスを充実することにより、入院医療中心から地域生活中心への移行を支援します。

(3) 福祉サービスの充実

①生活支援の充実

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき障がいのある人が、地域で自立した生活が送れるよう、ニーズと実態に応じた障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の質的、量的充実を図ります。
- 地域生活支援事業で相談支援事業・日常生活用具給付等事業等を実施し、障がい者の社会参加の促進を図っています。地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により事業内容が柔軟に設定できることから、障がい者のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。
- 屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための移動支援を実施しています。今後も余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する移動支援事業の一層充実に努めます。
- ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援について、関係機関と連携しながら、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。
- 高齢者を中心として整備してきた地域包括ケアシステムを障がい者や子ども・子育て世帯等にも拡大していくにあたり、関係機関との調整を進めます。
- 児童福祉法に基づき、障害児に対して療育を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- 障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援の提供に努めます。

②障害福祉サービスの適切な提供

- 「障がい福祉のしおり」を窓口や障害者手帳交付時に配布する等、障害福祉サービスをより多くの方が認知し、また、障がい者が有効にサービス利用できるよう啓発活動に努めます。

- 2市4町による「大隅肝属広域事務組合」による、適切な障害認定区分の判定に努めます。また、国や県、審査会、サービス提供事業者等との連携を図り、さらなる適切な障害認定区分の判定、障害福祉サービスの提供に努めます。
- 地域生活支援事業については、障がい者のニーズに対応した充実した支援体制が整っているものの、周知が徹底されていない状況もあり、更に充実したものになるように努めます。
- 現在、若い年代の就労に対する要望が多く、自立に向けた支援体制の構築が課題となっています。障がい福祉計画に基づき適切な支給に努めながら、「肝属地区障害者自立支援協議会」を通じて障害福祉サービスの充実に努め、就労や自立した地域生活への援助を図ります。

③専門従事者の養成・確保と障がい者団体の活性化

- 福祉サービスの質的向上及び円滑なサービス提供を行うため、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士等の確保を県や各種福祉団体に働きかけます。「肝属地区障がい者総合相談支援センター」においても各種相談に応じており、今後はさらに充実した支援体制のための整備に努めます。
- 障がい者団体の高齢化による団体の存続などの課題があり、「肝属地区障害者自立支援協議会」での協議が必要な状況となっています。障がい者施策を展開する上で障がい者団体の果たす役割は非常に大きいことから、障がい者団体が実施する各種の相談指導事業等の活性化に努めます。

6 スポーツ・レクリエーション及び文化活動

全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、障がい者の社会参加促進や生活を豊かにする上でスポーツ、レクリエーション及び文化活動は、極めて重要です。特にスポーツについては、障がい者の体力の向上、健康増進という観点から保健福祉管内（肝属地区）において、スポーツ大会等を実施しています。

しかし、各種障がい者団体の減退により、年々参加者が減少していることから、今後は、各種団体の加入促進を図り、障がい者のスポーツ、レクリエーション及び文化活動への参加機会を確保し、その質的充実を図ることが必要です。

【基本的方策】

障がい者の社会参加促進や生活を豊かにするとともに、町民に障がい者への理解を深めてもらうための啓発活動の一環として、障がい者のスポーツ、レクリエーション及び文化活動の積極的な振興を図ります。

（1）スポーツ、レクリエーションの振興

①スポーツ、レクリエーション機会の充実

- スポーツ、レクリエーション活動を通して、町民相互の親睦を深めるとともに、健康増進と体力向上を図ります。また、地域における社会教育の充実のため、スポーツ少年団の指導者等の資質向上に努めます。さらに東串良町体育協会、町民運動会及び各専門部主催大会への積極的な参加を促進します。スポーツ、レクリエーション活動を通して、障がい種別や障がい程度を越えた障がい者間の交流や町民との交流促進が図られるよう、その機会の確保に努めます。
- 各種関係団体の連携強化や加入促進を図り、障がい者が参加しやすい環境づくりに努めます。また、障がい者の参加者が多いとはいえないため、周知広報を図るとともに、魅力あるプログラムを開発するなど更に充実したものになるよう取り組みます。
- 障がい者のスポーツ、レクリエーションの振興を図るため、社会教育・社会体育指導施設の障がい者（児）や高齢者などに配慮した設備の整備・改修に努めます。

②スポーツ指導者等の育成

- 学習活動及び団体活動のリーダーとなる指導者等を育成し、地域におけるスポーツ、レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ、レクリエーション指導員等の積極的な育成を図ります。
- 社会教育関係団体の指導者の資質向上を目指し必要な知識と技能を習得させるため研修を実施しています。今後も継続して障がい者を対象としたスポーツ、レクリエーション及び文化活動事業等の研究に努めます。

(2) 文化活動の振興

①文化活動の振興

- 文化振興、文化協会を中心に、文化活動の発表の場として文化祭を開催し、町民の親睦並びに文化意識の向上を図ります。
- 豊かな自然と古き良き歴史の伝統文化を継承するとともに、高い教養と広い視野の上に立って芸術文化を創造し、町民の心豊かさと精神的な充実を求め、潤いある地域社会づくりに努めます。同時に、障がい者の文化活動の振興を図るため、生涯学習や文化活動への参加を推進し、音楽・絵画・演劇・書道等の文化活動や各イベント等への作品展示の機会の確保に努めます。

7 安全・安心な生活環境の整備

建築物、道路、公園、交通機関等における障害物の除去と情報収集、またコミュニケーションを取るにあたって、ハンディキャップの軽減を図ることは、障がい者の自立と社会活動への参加を促進するための基礎的な条件であり、行政、民間事業者、住民が一体となって取り組むべき課題です。

身体障がい者の半数以上は肢体不自由であることが多く、車イスや杖を使っている方もいます。アンケートでは、障がい者が外出する時に公共交通機関を使いたくても少なくても使にくいと感じている現状がうかがえました。これらの改善は障がい者のための特別な措置として講じられるのではなく、一般的な措置として講じられる必要があります。そのためには、行政のみならず、民間事業者を含めた町民全体がその必要性に対する理解を含め、社会的に支持し、協力することが非常に重要です。

障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、今後も引き続き建築物の構造改善や移動・交通対策等において、各関係者の理解と協力を得ながら障がい者が利用しやすい生活環境の改善に努める必要があります。

一方で障がい者を取り巻く環境としては、保護者が高齢になったり介護対象者となったりする厳しい現状があります。一家族で問題を抱えるのではなく、家族会などで共有できる場があれば家族の理解が進み地域移行できる方は増えると思われれます。今後は、障がい者本人の地域移行に向けて、障がい者本人が1人で地域生活を送るために、家族の理解や協力と併せて地域の身体的・精神的な受け入れ態勢の準備など、更なる総合的支援体制を構築する必要があります。また、災害弱者である障がい者に対し、地域住民と関係機関の連携のもとに、きめ細やかな防犯・防災体制を整備する必要があります。

【基本的方策】

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設等のバリアフリー化を推進し、障がい者をはじめとして町民全体の利便性の向上を図ります。

地域移行の促進に向け、在宅サービスの充実を通じて在宅生活の不安や不便の解消に努めるとともに、グループホーム等での共同生活援助や施設入所の提供体制の確保や、適切なサービス及び生活の場を選択できる環境整備を推進します。

また、障がい者の交通安全対策、交通手段の確保、移動支援対策及び情報提供体制等については、各関係機関や町民の理解と協力を得られるように努めます。

(1) 生活環境の整備促進

①総合的な福祉のまちづくり

- 障がい者や高齢者が公共交通機関や公共施設をスムーズに利用し、社会参加できるような、総合的な「福祉のまちづくり」の実現を目指し、本町では、パーキングパーミット制度による障がい者用駐車スペースの確保やバリアフリーなど障がい者、高齢者等に配慮した歩道整備等に努めています。今後も学識経験者、障がい者等の意見を踏まえ、国や県のまちづくり関連の各種事業や都市計画事業との整合を図りながら、事業を展開します。

②建築物の整備の促進

- 公共施設については、障がい者用トイレの不足など障がい者や高齢者などに配慮した施設整備に対する要望により、出入り口、廊下、トイレ等への手すりの設置など障がい者や高齢者に配慮した整備を順次行っています。今後も引き続き、全ての町民が安心して快適に生活できる環境づくりに取り組むとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、障がい者や高齢者が支障なく安全・快適に利用できる建築物の整備を促進します。
- 不特定多数の者が利用する民間建築物が、障がい者等にとっても円滑に利用できるよう、バリアフリー新法及び同法に基づく基準や、福祉のまちづくり条例等の趣旨・内容・低利融資・税制上の特別措置等について各種広報等を利用して建築主、建築士、町民に周知し、バリアフリー化を促進します。

③移動・交通対策の推進

- バスの路線廃止に伴う代替タクシー事業を実施し、交通手段の確保に努めていますが、公共交通機関などに対する不満や整備要望が強く、必ずしも充実した支援体制とは言えないのが課題となっています。これについては、広域的な課題となるため、「肝属地区障害者自立支援協議会」において必要に応じて協議、検討を重ねる必要があります。また、幅広い社会活動を可能にする交通費助成への要望もあります。今後は、障がい者の移動手段の確保について、自動車運転免許取得、自動車改造の軽費の助成、盲導犬の給付等各種援助策の利用促進を図り、民間タクシー事業者やバス事業者に対しても、理解と協力を求め連携を強化します。

- 交通網の安全確保及び住環境整備については、町道の改良舗装工事及び町道補修工事に努めます。障がい者の安全で快適な歩行のため、関係機関・団体及び道路管理者等の協力を得て、車いす使用者に配慮した幅の広い歩道や段差の解消、障害物の除去等による歩行空間の確保を図ります。
- 地域生活支援事業における移動支援事業の見込量を設定し、必要な支援を実施します。
- パーキング・パーミット制度の周知や普及により、駐車マナーやモラルの向上を図ります。

(2) 安心して暮らせる住まいの確保及び環境整備

①安心して暮らせる住まいの確保

- 公営住宅の中で建設年度の古い住宅の老朽化が進んでいます。入居者の申出により床、壁、浴室等の修繕を行い維持管理に努め、入居者の生活向上を図ります。今後も、公営住宅の新設・改修においては、バリアフリーの導入により、障がい者や高齢者に配慮した公営住宅の整備の推進に努めます。
- 個人住宅の整備については、「肝属地区障がい者総合相談支援センター」において、各種相談に応じるよう努め、住宅改修事業等の周知・活用を図るとともに、障がい者向け住宅の整備・改修に対する各種情報の提供や援助・助言に努めます。

②公園等オープンスペースの整備

- 町民が地域で安心して外出でき、ふれあい活動や話合いの場として活用できる公園などの整備を図ります。また、障がい者等の利用にも配慮した施設内容や構造とし、施設のバリアフリー化を促進し、障がい者用駐車スペース等についてもきめ細やかに配慮します。

(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進

①防犯・防災対策

- 防犯体制については、障がい者の安全を守るため、メール 110 番及び

ファックス 110 番の使用要領の周知を図るとともに、警察署や交番に設置されているファックスやパソコンを活用し、地域安全ネットワークの構築に努めます。また、防犯協会を中心に、犯罪のない安全で安心して生活できるまちづくりのため、防犯意識の啓発・高揚に努めます。

- 地域防災計画に基づき、一般避難所を開設する際には、障がいを持つ方への配慮を行うとともに、避難行動要支援者の避難所としては、福祉避難所の開設に備えて町内福祉施設との相互協力体制を確立していきます。
- SNS や防災行政無線等による災害情報の伝達やホームページ等により広く町民に周知し、災害時の情報を多様な手段により確実に提供していきます。
- 水害・土砂災害の発生に備えて、ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害の発生予測に必要な監視施設や通報設備等の設置を推進します。
- 障がい者や高齢者が安心して暮らせる環境を確保するため、緊急時に迅速な対応が取れるよう、消防機関等と連携して緊急通報指令システムを構築します。また、地域住民による自主防災組織や消防機関等と連携した防災ネットワークを確立します。
- 障がい者や高齢者等に十分に配慮した地域防災体制の見直しを図り、関係機関の防災訓練の実施等に努めます。また、以下の点に留意した地域防災計画の作成に努め、これを踏まえた障がい者向けの災害マニュアルを作成します。

②障がい者の消費者保護対策の充実

- 障がい者が消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、必要な施策を講じるとともに、事業者が適切な方法による情報の提供等に努めるよう支援します。
- 障がい者の意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者及びその家族、その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度、その他の障がい者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるよう周知広報と相談体制の強化拡充を図ります。

③交通安全対策

- 交通事故防止のため、障がい者や高齢者等の社会的弱者への気配りに
ついての啓発活動を通じ、障がい者の交通安全対策の推進に努めます。
また、関係機関と連携をとり、交通危険箇所の点検活動や交通安全指
導を充実し、子どもや障がい者、高齢者等の交通弱者に配慮した交通
安全施設の整備に努めます。

第5章 東串良町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針

国が示した「基本指針」では、市町村及び都道府県は、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとされています。

国 基本指針（基本的理念）

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組

2 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

(2) 相談支援

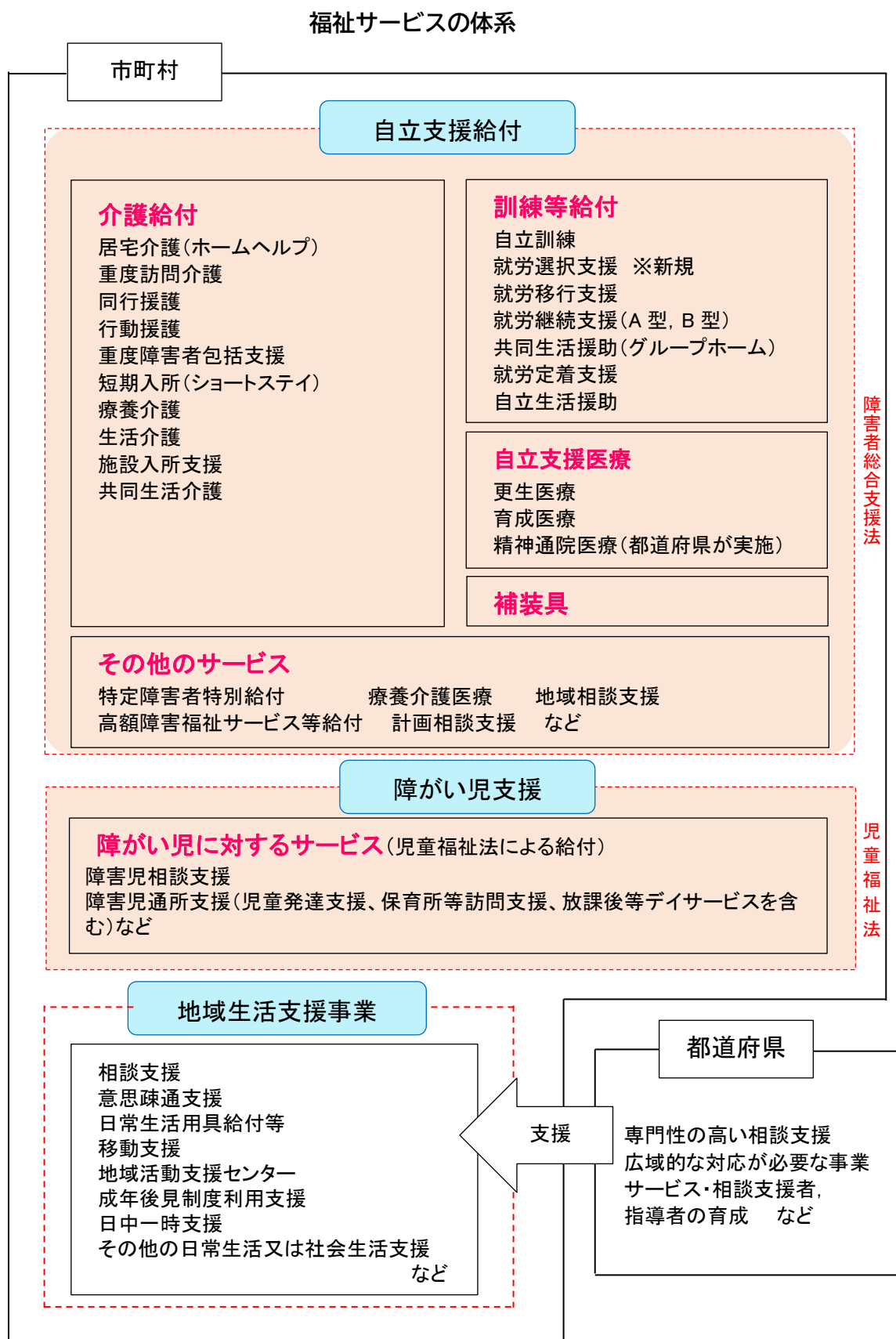
障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を目指します。

(3) 障がい児の支援

障がい児支援については、障がい児及びその家族に対し、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。

3 サービスの概要

(1) サービスの体系



4 障害福祉サービス等に関する数値目標

障がい者や障がい児の自立支援の観点から、国の成果目標を基に、次の項目について令和8年度の町の成果目標等を設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| | |
|-------------|---|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 |
| 本町の数値目標の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ①本町の実情を考慮し、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数の5.6%以上が地域生活へ移行することを目指します。 ②令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末の施設入所者数から5%以上減少させることを目指します。 |

| | 項目 | 基準値 | 目標値 |
|-----|--------|------------------------|---------------------------|
| 目標値 | 地域移行者数 | 令和4年度末時点 施設入所者数 18人 | 令和8年度末までに 1人(5.6%移行) |
| | 施設入所者数 | | 令和8年度末時点で 16人(11.1%削減) |

(2) 地域生活支援の充実

| | |
|--------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ①令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ②令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めることを基本とする。 |
| 本町の指針 | <ul style="list-style-type: none"> ①地域生活支援拠点1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討します。 ②令和8年度末までに強度行動障がい有者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。 |

| | 項目 | 基準値 | 目標値 |
|-----|-----------------------------|-----------------|--------------------|
| 目標値 | 地域生活支援拠点等の数 | 令和4年度末時点 1か所 | 令和8年度末までに 1か所以上 |
| | 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数 | — | 年1回以上 |

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

| | |
|--------------------|---|
| <p>国の基本指針</p> | <p>①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p> <p>③就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指すことを基本とする。</p> <p>④就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指すことを基本とする。</p> <p>⑤就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>⑥就労定着支援事業所の利用者数については、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p> |
| <p>本町の成果目標の考え方</p> | <p>①令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数について2人を目標とします。</p> <p>②～④本町の実情を考慮し、一般就労への移行者については就労移行支援事業からの移行を1人、就労継続支援A型利用者からの移行を1人、就労継続支援B型利用者からの移行を1人見込みます。</p> <p>⑤就労移行支援事業を実施する事業所と連携し、目標達成に努めます。</p> <p>⑥・⑦就労定着支援事業を実施する事業所と連携し、目標達成を目指します。</p> |

| | 項目 | 基準値 | 目標値 |
|------------|------------------------|-------------|-------------|
| <p>目標値</p> | 福祉施設から一般就労への移行者数 | 令和3年度 0人 | 令和8年度 2人 |
| | 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数 | 令和3年度 0人 | 令和8年度 1人 |
| | 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数 | 令和3年度 0人 | 令和8年度 1人 |
| | 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数 | 令和3年度 0人 | 令和8年度 1人 |
| | 就労定着支援事業の利用者数 | 令和3年度 0人 | 令和8年度 1人 |

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

(4) - 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

| | |
|-------------|--|
| 国の基本指針 | <p>①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> |
| 本町の成果目標の考え方 | <p>①児童発達支援センターの設置は肝属圏域で完了しています。</p> <p>②令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指します。</p> |

| | 項目 | 基準値 | 目標値 |
|-----|---------------|-----------------|--------------------|
| 目標値 | 児童発達支援センター | 令和4年度末時点 0か所 | 令和8年度末までに 1か所以上 |
| | 保育所等訪問支援事業所の数 | 令和4年度末時点 0か所 | 令和8年度末までに 1か所 |

(4) - 2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

| | |
|-------------|---|
| 国の基本指針 | 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 |
| 本町の成果目標の考え方 | 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを目指します。 |

| | 項目 | 基準値 | 目標値 |
|-----|---------------------------|-----------------|--------------------|
| 目標値 | 主に重症児を支援する児童発達支援事業所の数 | 令和4年度末時点 0か所 | 令和8年度末までに 1か所以上 |
| | 主に重症児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 | 令和4年度末時点 0か所 | 令和8年度末までに 1か所 |

(4) - 3 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

| | |
|---------------------|--|
| 国の基本指針 | 各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 |
| 本町の 成果目標の 考え方 | 令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。 |

| | 項目 | 基準値 | 目標値 |
|-----|----------------------------|-------------|-----|
| 目標値 | 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の開催回数 | 令和4年度 0回 | 年1回 |
| | 地域の相談支援事業者に対する研修の開催回数 | 令和4年度 0回 | 年1回 |

(5) 相談支援体制の充実・強化等

| | |
|---------------------|---|
| 国の基本指針 | <p>①令和8年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努めることを基本とする。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保することを基本とする。</p> |
| 本町の 成果目標の 考え方 | <p>①令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置します。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を目指します。</p> |

| | 項目 | 基準値 | 目標値 |
|-----|-------------------------------------|----------------|-----------------|
| 目標値 | 地域の相談機関との連携強化のために行う会議等の開催 | 令和4年度 1回 | 年2回以上 |
| | 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 令和4年度末時点 0人 | 令和8年度末までに 3人 |

(6) 障がい児支援の提供体制の整備等

| | |
|---------------------|--|
| 国の基本指針 | ①令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。 |
| 本町の 成果目標の 考え方 | ①令和8年度末までに本町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を目指します。 |

5 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

【サービスの内容】

障がい者が居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

障がい者のニーズ把握に努め、相談支援事業所と協議しながら必要かつ適正なサービスが受けられるように努めます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 時間/月 | 180 | 200 | 225 | 240 | 255 | 270 |
| 人/月 | 11 | 15 | 16 | 16 | 17 | 18 |

※ 時間/月：月間のサービス提供時間（以下、同じ）

※ 人/月：月間の利用人数（以下、同じ）

②重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

日頃から、対象者が利用できる事業所の情報収集に努め、必要なサービスがすぐに受けられるような体制づくりに努めます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

必要とする障がい者の希望や状況を見極め、必要なサービス事業への把握や必要なサービス実施の必要性について検討します。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 時間/月 | 29 | 25 | 25 | 45 | 45 | 60 |
| 人/月 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 4 |

④行動援護

【サービスの内容】

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

必要とする障がい者の希望や状況を見極め、必要なサービス事業への把握や必要なサービス実施の必要性について検討します。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 時間/月 | 2 | 2 | 2 | 10 | 10 | 20 |
| 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |

⑤重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助及び就労継続支援を包括的に行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

今後のサービス需要の有無を見極めつつ、関係団体やサービス事業者、相談員等からの情報をもとに、サービス実施の必要性について検討します。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする方に、主に昼間、障がい者支援施設などにおいて行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

町内及び町外に所在する事業所を対象に、必要見込量の確保に努め、また、利用者のニーズに対応する事業所の把握に努めます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 530 | 488 | 487 | 540 | 560 | 580 |
| 人/月 | 30 | 28 | 27 | 27 | 28 | 29 |

※ 人日/月：「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量（以下、同じ）

②自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

町の広報誌、ホームページ等により、障害福祉サービスについて周知を行うとともに、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 15 | 15 | 15 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

③自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割や、地域生活移行者の地域定着支援としての役割も担っていることから、町内及び近隣に所在する事業所を対象に、その必要見込量の確保に努めていきます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 0 | 9 | 19 | 20 | 40 | 40 |
| 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |

④就労選択支援

【サービスの内容】

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

【見込量の考え方】

事業所に対するニーズ調査や現在の就労状況等から、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

令和7年度からの新たなサービスで、ニーズが不確定なため、見込量を令和7年度以降1人と設定します。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | — | — | — | — | 1 | 1 |

⑤就労移行支援

【サービスの内容】

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者など、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

長期入院者、施設入所者、家族、医療機関及び福祉施設等に対して、関係機関等と連携しながら、地域移行や就労移行を図ります。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 20 | 15 | 5 | 20 | 40 | 40 |
| 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |

⑥就労継続支援（A型）

【サービスの内容】

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

サービス利用者への最低賃金の確保が必要であるため、運営面での工夫が必要となりますが、サービス利用者にとっては雇用契約に基づく安定的な収入の確保や、一般就労への準備段階として重要な事業であることから、利用可能な事業所の情報収集に努めます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 44 | 40 | 50 | 60 | 75 | 90 |
| 人/月 | 4 | 3 | 3 | 4 | 5 | 6 |

⑦就労継続支援（B型）

【サービスの内容】

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

県や障害者職業センター、ハローワーク、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関との連携を強化し、就労支援ネットワークの構築・強化に努めながら必要な事業所の利用につなげていきます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 517 | 549 | 589 | 600 | 615 | 630 |
| 人/月 | 32 | 39 | 39 | 40 | 41 | 42 |

⑧就労定着支援

【サービスの内容】

一般就労している障がい者が職場に定着できるよう、生活面を含め、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【見込量の考え方】

障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数・就労定着者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

障害者等基幹相談支援センター、各指定特定相談支援事業所等と連携を強化し、障がい者の就労に関する支援を強化するとともに、就労定着できる体制を整備します。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |

⑨療養介護

【サービスの内容】

医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

重症心身障がい者等に対応できる医療施設でのみ展開が可能な事業であることから、事業所の参入を図ることが難しいため、県内の療養介護医療施設の情報収集に努め、必要なサービス量を確保します。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

⑩短期入所（福祉型）

【サービスの内容】

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所が必要な障がい者を施設に短期間入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

各事業所の協力を得ながら、途切れのないサービスによる支援ができる体制の構築に努めます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 4 | 6 | 6 | 10 | 12 | 12 |
| 人/月 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 |

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【サービスの内容】

施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

サービスの内容等について、情報の把握と利用者への周知に努めるとともに、サービスの提供に向けて、障害福祉サービス事業の実施意向等の情報収集に努めます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

② 共同生活援助

【サービスの内容】

就労、または就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人が、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者の地域生活への移行時における共同生活援助の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者について個別に利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

町内及び近隣に所在する事業所を対象に、その必要見込量の確保に努めていくとともに、施設整備補助等に関する情報提供や関係機関との調整など、可能な支援を検討します。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 | 10 |

共同生活援助利用者のうち重度障がい者の利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③施設入所支援

【サービスの内容】

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【見込量の考え方】

本町内の全ての施設で入所待機者がいる状況であり、一定の需要はありますが、施設入所からの地域移行を進める観点から利用者の減を見込みます。

令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案し、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

障がい者の地域生活への移行について地域住民の理解を深めるとともに、施設入所者の決定には、入所待機者のうちで、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを優先しながら、入所施設の選定に努めます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 18 | 18 | 18 | 18 | 17 | 17 |

(4) 相談支援

①計画相談支援

【サービスの内容】

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後にも、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズを勘案して、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 72 | 71 | 72 | 72 | 73 | 74 |

②地域移行支援

【サービスの内容】

施設入所の障がい者及び入院中の精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

入院や入所している障がい者の退院・退所後の地域での生活の不安を解消するため、スムーズに地域生活へ移行できるよう、関係部署と連携し、退院者・退所者を重点的に支援します。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

③地域定着支援

【サービスの内容】

一人暮らし等の障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

身近な地域で相談支援が受けられるようにするため、研修等を通じて、相談支援事業所の理解・協力を得られるように努めます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(5) 障がい児支援

①児童発達支援

【サービスの内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

定期健診での見極めや、関係機関との連携により、支援の必要な児童の早期発見と療育へのつなぎを行います。

また、事業所との連携による支援の充実を図ります。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 91 | 76 | 117 | 120 | 125 | 130 |
| 人/月 | 18 | 19 | 23 | 24 | 25 | 26 |

②放課後等デイサービス

【サービスの内容】

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

今後もサービスの周知や早期療育への発見とつなぎを行うとともに、支援の充実について事業所との連携を図ります。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 215 | 283 | 318 | 375 | 390 | 405 |
| 人/月 | 18 | 24 | 24 | 25 | 26 | 27 |

③保育所等訪問支援

【サービスの内容】

保育園等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

児童の保護者や保育所等への制度周知に努め、支援の充実を図ります。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人日/月 | 11 | 12 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 人/月 | 11 | 12 | 19 | 20 | 21 | 22 |

④障害児相談支援

【サービスの内容】

障がい児が障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。

【見込量の考え方】

現に利用している障がい児の数やニーズ、また障害児通所支援等の利用者数の見込み等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

ケース検討や研修等を通じて相談支援事業所の職員のスキルアップとサービス事業所との連携を図ります。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 37 | 44 | 48 | 49 | 50 | 51 |

(6) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にありますが、障害者通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

【サービスの内容】

医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するサービスです。

【見込量の考え方】

地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修等に関して、相談支援事業所へ周知を行い、参加を促すことで町内における医療的ケア児等コーディネーターの養成・人材確保を推進します。

また、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を推進します。

コーディネーターの配置人数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |

(7) 発達障がい者等に対する支援

【見込量の考え方】

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び町における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントプログラム及びペアレントトレーニングの開催回数の見込みを設定します。

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び町における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。

現状のピアサポートの活動状況及び町における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

ペアレントプログラムの開催回数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

ペアレントトレーニングの開催回数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

ペアレントメンターの人数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

ピアサポート活動の実施回数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【見込量の考え方】

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数、保健、医療及び福祉関係者の参加者数、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援又は共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回/年 | 1 | 1 | 2 | 4 | 4 | 4 |

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/回 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 |

精神障がい者の地域移行支援利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 |

精神障がい者の地域定着支援利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 |

精神障がい者の共同生活援助利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 6 | 6 | 6 | 7 | 8 | 8 |

精神障がい者の自立生活援助利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 |

精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/月 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 |

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【見込量の考え方】

基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定します。

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

基幹相談支援センターの設置の有無

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| — | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 件/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 件/年 | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 | 4 |

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回/年 | 4 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 |

個別事例の支援内容の検証の実施回数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回/年 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

協議会の専門部会の設置数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| か所 | 6 | 6 | 2 | 3 | 3 | 3 |

協議会の専門部会の実施回数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回/年 | 5 | 6 | 2 | 10 | 10 | 10 |

(10) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【見込量の考え方】

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| — | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |

6 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施しています。地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に規定されており、実施が義務付けられている「必須事業」と、地域の特性を考慮して町の判断で実施する「任意事業」があります。各事業の現状を踏まえ、本町が実施する各事業の内容と給付実績、見込量は以下のとおりです。

| 名称 | 実施事業 |
|------|-----------------------|
| 必須事業 | (1) 理解促進研修・啓発事業 |
| | (2) 自発的活動支援事業 |
| | (3) 相談支援事業 |
| | (4) 成年後見制度利用支援事業 |
| | (5) 成年後見制度法人後見支援事業 |
| | (6) 意思疎通支援事業 |
| | (7) 日常生活用具給付等事業 |
| | (8) 手話奉仕員養成研修事業 |
| | (9) 移動支援事業 |
| | (10) 地域活動支援センター機能強化事業 |
| 任意事業 | (11) 日中一時支援事業 |

(1) 理解促進研修・啓発事業

①理解促進研修・啓発事業

【サービスの内容】

地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

事業実施に向けて検討を進めていきます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| — | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |

(2) 自発的活動支援事業

【サービスの内容】

障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

事業実施に向けて検討を進めていきます。

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| — | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |

(3) 相談支援事業

【サービスの内容】

障がい者や障がい児の保護者、介護者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

障がいがある人の地域生活を支援するため、地域で障がい者（児）を支えるネットワークの連携を強化します。

①障害者相談支援事業

実施箇所数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

基幹相談支援センター設置の有無

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| — | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

②基幹相談支援センター等機能強化事業

実施の有無

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| — | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

③住宅入居等支援事業

実施の有無

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| — | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービスの内容】

障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い、利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

権利擁護と成年後見制度利用促進を図るため、大隅5町の共同で設置しているおおすみ地域成年後見センター（中核機関）が中心となり、関係機関と連携して必要な支援につなげていきます。また、事業の周知と広報に努めます。

年間実利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービスの内容】

障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

法人後見の実績のある肝付町社会福祉協議会（おおすみ地域成年後見センター）と連携して、町民後見人の研修や親族後見人への相談、支援を実施していきます。

実施の有無

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| — | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |

(6) 意思疎通支援事業

【サービスの内容】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

これまでの利用実績はありませんが、新たな利用意向に対応できるよう、令和6年度から利用人数を1名見込み、設定しました。サービスの周知と広報に努めます。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

年間実利用件数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 件/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

②手話通訳者設置事業

年間実設置見込み者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(7) 日常生活用具給付等事業

【サービスの内容】

障がい者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。

（介護・訓練支援用具／自立生活支援用具／在宅療養等支援用具／情報・意思疎通支援用具／排泄管理支援用具／居宅生活動作補助用具）

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

サービスを必要としている障がいのある人に、適切な用具が給付または貸与できるよう、日常生活用具の情報の更なる充実とニーズに合った給付等に努めます。

①介護・訓練支援用具

年間実利用件数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 件/年 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |

②自立生活支援用具

年間実利用件数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 件/年 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |

③在宅療養等支援用具

年間実利用件数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 件/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

④情報・意思疎通支援用具

年間実利用件数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 件/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

⑤排泄管理支援用具

年間実利用件数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 件/年 | — | — | — | 48 | 54 | 60 |

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

年間実利用件数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 件/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービスの内容】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

事業実施に向けて検討を進めていきます。

実養成講習修了者数（登録者数）

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(9) 移動支援事業

【サービスの内容】

身体、知的、精神等の障がいにより外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

具体的には、個別移動支援やグループ移動支援があり、障がい者等において、外出時に移動の支援が必要と認められた方が対象となります。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるため、事業の周知・拡大に努めます。

また、サービスを必要とする障がいのある人に適切なサービスが提供できるよう、新規事業所の参入を促進します。

年間実利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

年間延べ利用時間数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 時間/年 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

【サービスの内容】

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

●地域活動支援センターⅠ型

相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

●地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

●地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

事業所との連携によるサービス周知を行い、仲間づくりや地域との交流を促進します。

①地域活動支援センターⅠ型

自市町村での実施箇所数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| か所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

他市町村での実施箇所数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

自市町村での年間実利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

他市町村での年間実利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

②地域活動支援センターⅡ型

自市町村での実施箇所数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| か所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

他市町村での実施箇所数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

自市町村での年間実利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

他市町村での年間実利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

③地域活動支援センターⅢ型

自市町村での実施箇所数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| か所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

他市町村での実施箇所数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

自市町村での年間実利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

他市町村での年間実利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

(11) 日中一時支援事業

【サービスの内容】

障がい者や障がい児を一時的に預かり、障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うことを目的とする事業です。

具体的には、日中に障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、必要に応じて送迎サービスや、その他適切な支援を行います。

【今後の方向性及び見込量確保のための方策】

サービスの周知に努め、安定したサービスを提供するため、関係事業所と連携を図ります。

年間実利用者数

| 単位 | 実績値 | | | 計画値（見込み） | | |
|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 人/年 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 |

第7章 円滑な実施を確保するために必要な事項等

(1) 障がい者等に対する虐待の防止

町においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、障害者虐待防止センターを中心として、県、児童相談所、警察等関係機関をはじめ、民生委員、児童委員、人権擁護委員そして障がい者等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係機関と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要です。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 障害福祉サービス提供事業所等の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障がい者に対する虐待の防止

(2) 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 展覧会等の開催
- 5 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

(3) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、町において、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、精神、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要です。

- 1 障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- 2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- 3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- 4 遠隔地や緊急時等に対応するためのICT機器等の利活用

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

町は、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障がいを理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの町民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、町はその支援を行うことが必要です。また、日常的な地域とのつながりが災害発生時における障がい者等の安全確保につながるとともに、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。さらに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、障がい者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

資料編

1 東串良町町障害者計画等策定委員会設置要綱

○東串良町障がい者福祉計画委員会設置要綱

平成9年3月18日東串良町要綱第1号
改正 平成24年3月1日要綱第3号

(目的及び設置)

第1条 障がい者福祉対策を推進するため東串良町障がい者福祉計画委員（以下「計画委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 計画委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉団体、保健医療団体及び障がい者団体並びに学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係行政機関の町職員
- (4) その他事業を推進するため町長が適当と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、障がい者計画策定が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 計画委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、計画委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌)

第5条 計画委員会は、次に掲げる事業に重点をおいて調査審議し、障がい者の福祉対策の推進計画を策定する。

- (1) 障がいを持つ人等の日常生活、緊急時等の支援体制の整備に関すること。
- (2) 生活環境の点検とその改善に関すること。
- (3) 町民への啓発普及に関すること。
- (4) その他障がいを持つ人等のための地域づくりに必要な事業に関すること。

(会議)

第6条 計画委員会は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 計画委員会の議事は、出席委員の過半数の賛同を得て議決し、可否同数の時は、議長の決定による。

(事務局)

第7条 計画委員会の事務局は、福祉課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、計画委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が計画委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2 東串良町障害者計画等策定委員名簿

| 区 分 | 役 職 名 | 委員名 |
|--------------------|-----------|---------|
| 知的障害者保護者 | 地域相談員 | 松留 啓子 |
| 精神障害者福祉促進の会 | 会 長 | 小蓬原 千津留 |
| 町民生委員協議会 | 副会長 | 門倉 芳春 |
| 町社会福祉協議会 | 会 長 | 重 俊一 |
| 町議会議員 | 総務民生常任委員長 | 西園 貞美 |
| 地域医師 | 代 表 | 原田 省吾 |
| 障害者支援施設 光祐の里 | 理事長 | 岩重 元栄 |
| 障害者相談支援事業所 こうゆう | 相談員 | 橋口 陽子 |
| 民生委員・児童委員 | 池之原校区代表 | 江藤 亮 |
| 民生委員・児童委員 | 柏原校区代表 | 岡元 昌子 |
| 町老人クラブ連合会 | 会 長 | 新原 一美 |
| 東串良町 | 副町長 | 大園 保広 |
| 東串良町 | 保健師 | 浜平 咲良 |
| 肝属地区障がい者基幹相談支援センター | センター長 | 内村 純一 |

3 用語解説

あ行

育成医療

18歳未満で体に障がいや病気があり、放置すると将来体に障がいが残る可能性がある児童で、治療によって効果が期待できる障がいの改善や防止を目的とする医療の給付。

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や在宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

インクルージョン

包括・包含という意味。包括は全体をまとめること、包含は包み込む・中に包むことを指す。

NPO

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称：NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

音声言語障がい

音声を全く発することができないか、発声しても言語機能を喪失したものや、音声、言語のみを用いて意思を疎通することが困難なものをいう。

か行

基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う機関。

機能訓練

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師という専門職員の行う、機能の維持・回復を目的とする訓練のこと。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

共同生活援助(グループホーム)

障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うこと。

共同生活介護(ケアホーム)

共同生活の住居に入居している障がい者に対し、主に夜間に入浴や排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他日常生活上の支援を行うサービスのこと。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

居宅介護

ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助のこと。

ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

計画相談支援

■サービス利用支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行うこと。

■継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘察してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

更生医療

身体障がい者の障がいを軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療の給付。

更生訓練費

自立訓練または就労移行支援サービスを利用する障がい者の方が、自立した日常生活や就労を希望する場合、訓練に必要な文房具・参考書など訓練を受けるための経費や通所のための経費（公共交通機関を利用する際の交通費）が一部支給される制度。

行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うこと。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

さ行

視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うこと。

肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障がいをもつ状態。身体障害者福祉法では、①上肢、下肢又は体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障がい者としている。

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等（乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む）。

児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

社会的障壁

障がいのある者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供すること。

重度訪問介護

居宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うこと。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うこと。

就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行うこと。

就労継続支援（A型）

一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行うこと。（雇用契約あり）

就労継続支援（B型）

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行うこと。（雇用契約なし）

就労定着支援

一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供すること。

障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。す

すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の防止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成24年10月施行。

障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。令和3年5月、改正され（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行。

障害者職業センター

障がい者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供

体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

情報アクセシビリティ

アクセシビリティとは「利用のしやすさ」のことで、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページで提供されている情報にアクセスし利用できること。

障害児相談支援

未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うこと。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うこと。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うこと。

自立生活援助

定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行うこと。

身体障がい者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。各種福祉サービス等を利用する際に必要となる。

精神障がい者

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障がいのある人をいう。この障がいの原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④社会経験の乏しさからくるものがある。

精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者に関する法律」に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

生活介護

主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供すること。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の2種類がある。

相談支援事業所

ご本人・ご家族などからの相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言を行う事業所のこと。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

た行

短期入所（医療型）

居宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。

短期入所（福祉型）

居宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。

地域移行支援

住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行うこと。

地域定着支援

対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行うこと。

地域生活支援拠点等

障がい者及び障がい児の障がいの重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障がい者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制のこと。

地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じてい

るため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。

注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる障がい。

聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

同行援護

外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行うこと。

特定疾患

原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病として調査研究（難治性疾患克服研究事業）を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

特別支援教育

学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもっていると判断する。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

発達障がい

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成17年4月施行。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うこと。

放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進するもの。

法定雇用率

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がいのある人または知的障がいのある人を雇用しなければならないこととされている。一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者の総数の2.3%。

補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。視覚障がい者安全つえ、補聴器、義肢、車椅子、歩行器など。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自らの労力等を他人や社会のために提供することという意味でとらえられるが、その内容・形態は多様であり、厳密な定義付けは困難である。

ま行

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

ら行

ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障がい者施策の理念の1つ。

療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。

療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うこと。

東串良町障害者計画及び

東串良町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

- 発行年月日 令和6年3月
 - 発行 行 鹿児島県 東串良町
 - 編集 集 福祉課
〒893-1693
鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543
TEL : 0994-63-3131 (代表)
-